

王子公園再整備事業
要求水準書

令和 6 年 7 月

神戸市

目 次

第1 総則	1
1 本書の位置づけ	1
2 事業の基本事項	1
(1) 王子公園の歴史と周辺の現況.....	1
(2) 王子公園の課題.....	2
(3) 再整備の目的.....	2
(4) 事業の枠組み.....	3
(5) 事業者の業務範囲.....	4
3 性能規定	5
4 本事業のスケジュール.....	5
5 遵守すべき法制度等.....	6
(1) 法令	6
(2) 兵庫県及び神戸市条例等.....	7
(3) 適用基準	7
(4) 神戸市上位計画等.....	9
6 要求水準書の変更.....	9
(1) 要求水準の変更事由.....	9
(2) 要求水準書の変更手続き.....	9
7 著作権・特許権等.....	10
(1) 著作権	10
(2) 特許等	10
8 文書の管理・保存、情報公開.....	10
9 個人情報の保護及び秘密の保持.....	10
(1) 個人情報	10
(2) 秘密の保持.....	10
第2 整備に関する事項	11
1 基本要件	11
(1) 敷地条件	11
(2) 敷地及び敷地周辺の現況.....	11
2 整備に係る要求水準.....	13
(1) 共通事項	13
(2) 各施設の要求水準.....	24
第3 各業務に関する事項	47

1	設計に係る業務	47
(1)	業務期間	47
(2)	実施体制	47
(3)	設計業務計画書.....	47
(4)	報告事項	48
(5)	各業務の要求水準.....	48
(6)	その他	49
2	建設等に係る業務.....	50
(1)	業務期間	50
(2)	実施体制	50
(3)	建設業務計画書.....	50
(4)	報告事項	51
(5)	長期修繕計画書.....	51
(6)	各業務の要求水準.....	52
(7)	その他	57
3	工事監理に係る業務.....	57
(1)	業務期間	57
(2)	実施体制	57
(3)	報告事項	58
(4)	各業務の要求水準.....	58
(5)	その他	59

■別紙一覧

付属資料 1	一括発注対象範囲ゾーニング図
付属資料 2	一括発注対象施設位置図
付属資料 3	王子公園内施設一覧
付属資料 4	現況平面図
付属資料 5	インフラ整備状況
付属資料 6	現況施設一覧及び施設図面
付属資料 7	敷地の測量調査結果
付属資料 8	敷地の地質調査結果
付属資料 9	成果物一覧
付属資料 10	什器・備品リスト
付属資料 11	諸室リスト
付属資料 12	園内樹木等リスト
付属資料 13	園内モニュメント等リスト
付属資料 14	王子動物園の配置／動線イメージ
付属資料 15	動線計画図
付属資料 16	スタジアム南側東西園路の取り合い
付属資料 17	立体駐車場アクセス園路整備フェーズ
付属資料 18	アスベスト調査結果
付属資料 19	公園橋の PCB 塗装資料
付属資料 20	既設受変電設備
参考資料 1	施設別検討図
参考資料 2	天城橋・中原橋河川断面
参考資料 3	既存スタジアム騒音調査測定結果
参考資料 4	阪急沿線交通量調査結果
参考資料 5	Naturalistic Landscaping ガイドライン
参考資料 6	神戸市案内サイン共通仕様書
参考資料 7	神戸らしいまちなかサインガイドライン

※付属資料 3～8、10～20 及び参考資料は、様式 1-1 「追加技術資料送付願」の提出があった者に対して開示する。

■用語の定義

用語	定義
本市	神戸市をいう。
本事業	王子公園再整備事業をいう。
本施設	事業者が、本事業敷地に新たに整備する建物及びその附属物並びにその他本事業敷地上に整備する一切の工作物をいう。
事業者	本事業の実施に際して本市と事業契約を締結し、事業を実施する者をいう。
入札参加者	資格審査を通過した入札参加希望者をいい、本事業を実施するために必要な能力を備えた、設計業務に当たる者、建設業務に当たる者、工事監理業務に当たる者を含むグループをいう。
構成員	本事業に関する各業務に当たる共同企業体の構成員をいう。なお、落札者として選定された入札参加者が SPC を組成する場合には、本事業に関する各業務を事業者から直接受託又は請け負う企業であって、事業者に出資を行うものをいう。
協力企業	本事業に関する各業務に当たる者のうち、構成員とならない者をいう。なお、落札者として選定された入札参加者が SPC を設立する場合には、本事業に関する各業務を事業者から直接受託又は請け負う企業であって、事業者に出資を行わないものをいう。
設計・建設期間	本事業契約時から各施設の引き渡しまでの期間をいう。
入札説明書等	本市が本事業の入札手続きにおいて配布した一切の資料をいう。具体的には、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、基本協定書（案）、事業契約書（案）および様式集をいう。
提案書	事業者が本事業に関する入札手続において本市に提出した本事業の実施に関する提案書類一式（事業者が提出した提案書の中で本市が必要又は要改善と判断し、事業者と協議の上変更した場合には、変更後の内容）をいう。
セルフモニタリング	事業者が要求水準等を達成していること及び達成しないおそれが無いことについて、自ら確認及び管理する行為をいう。
モニタリング	事業期間にわたり、事業者が提供する確認結果等を基に要求水準等の内容を満たしているか本市が検査・確認する行為をいう。
機能	目的または要求に応じてものが発揮する役割のことをいう。
性能	目的または要求に応じてものが発揮する能力のことをいう。

第1 総則

1 本書の位置づけ

本書は、神戸市（以下、「本市」という。）が、「王子公園再整備事業」（以下、「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下、「事業者」という。）の募集・選定にあたり、民間事業者に要求する業務のサービス水準を示し、入札参加者の提案に具体的な指針を示すものである。また、別添の付属資料等は、要求水準書と一体のものとして位置づけるものとする。

なお、本市は要求水準書の内容を、落札者の決定及び事業者の事業実施状況評価の基準として用いることとする。このため、審査時点において要求水準を満たないことが明らかな提案については、失格とする。ただし、事業者の提案内容における水準が、要求水準書に示された水準を上回るときは、当該提案内容における水準を本事業の要求水準として優先的に適用するものとする。さらに、事業者は、本事業の事業期間にわたって要求水準を遵守しなければならない。本市による事業実施状況のモニタリングにより、事業者が要求水準を達成できないことが確認された場合は、事業契約に基づき措置するものとする。

2 事業の基本事項

（1）王子公園の歴史と周辺の現況

王子公園は、本市の都心である三宮・元町の東約3kmに位置しており、駅に近く利便性の高い貴重な空間である。この一帯はかつて「原田の森」と呼ばれ、周辺では明治中頃まで田畠が広がっていた。

1950年（昭和25年）に王子公園が供用され、戦災復興と産業の発展のため神戸博が開催された。翌年の1951年には王子動物園が開園し、1965年の第11回国民体育大会の開催にあわせてスポーツ施設が次々と整備されるなど、王子公園一帯は、近代から高度成長期の神戸の発展に先導的な役割を果たしてきたと言える。

また、1995年（平成7年）の阪神・淡路大震災の際には、災害対応機能として自衛隊や消防応援を受け入れ、物資拠点機能、住居避難機能などを備えた広域防災拠点としても大きな役割を果たした。

このように王子公園は、長年にわたって地域をはじめ本市のシンボルとして、幅広く認知されているとともに、環境・防災・景観・スポーツ・レクリエーション等の公園が持つ幅広い機能は、市民の暮らしに密接につながっており、かけがえのない財産となっている。

王子公園周辺は、六甲山系の美しい山並みを背景とした阪神間を代表する景観が広がり、良好な住環境が形成されているなど、文化施設や教育施設、スポーツ施設が集積する学術・文化のまちとして発展を遂げてきた。

特に、王子公園から兵庫県立美術館までの南北を貫く「ミュージアムロード」には、

多くの芸術作品が設置されているほか、横尾忠則現代美術館や神戸文学館などもあり、多くの方々が市内外から訪れる文化の薫り高いエリアとして魅力的な地域となっている。

(2) 王子公園の課題

現在の王子公園は、供用後70年が経過した施設もあるなど、全体的に老朽化が顕著となっており、バリアフリーに対応できていない施設もある。また、総合公園でありながら利用者が限定される施設が多く、一般に開放された自由に利活用できる空間が少ないうえ、利用期間が限られている施設もある。このことから社会情勢の変化への対応が十分できておらず、また公園の持つポテンシャルも活かしきれていない。

(3) 再整備の目的

近年、全国的に都市公園は大きな変革期を迎えており、国の有識者会議においても、「公園のポテンシャルを都市のため、地域のため、市民のために最大限引き出すことを重視すべき」、「個人と社会のwell-beingの向上に向け、地域の課題や公園の特性に応じ、ポテンシャルを更に発揮すべき」との提言を受けている。

本市は『神戸2025ビジョン（令和3年4月）』において、市民一人ひとりが安心安全で心豊かに幸せを実感できる生活を享受でき、将来を担う若者が輝き、活躍できる持続可能な社会を築く「海と山が育むグローバル貢献都市」をめざしている。

王子公園の再整備にあたっては、阪神間における利便性の高いエリアのポテンシャルを活かしながら、若年定住・交流人口の増加や都市ブランドの向上を図り、持続可能な神戸の発展を実現していくため、2022年（令和4年）12月に王子公園再整備基本方針（以下、「基本方針」という。）を、また、その方針に基づき2024年（令和6年）3月には施設の具体的な整備内容やスケジュール等を定めた王子公園再整備基本計画（以下、「基本計画」という。）を策定した。

本事業は、基本方針や基本計画に基づき、公園施設の老朽化や時代の変化への対応等の課題に対し、市民の健康増進、スポーツ振興の観点から施設の更新を進めるとともに、誰もが気軽に憩い・くつろげるより魅力的な公園にリノベーションすることを目的とするものであり、事業対象となるスポーツゾーンや広場・園路、立体駐車場等の複数施設の設計・施工を一括して行うものである。

再整備にあたっては、市民にとって利用しやすい公園とすることはもちろん、古くから「原田の森」として育まれた歴史を踏まえ、山から海まで広がる神戸を代表する美しい景観との調和を図りながら、近隣地域のみならず市域全体として、さらには国内外から広く親しまれるよう魅力ある公園とすることを目指している。

本事業を提案する民間事業者には、基本方針及び基本計画に基づき、王子公園のこれまでの歴史や地域の特色、多様化する市民ニーズなどに対応し、質の高いサービスを持続可能な形で実現するため、民間事業者が持つ柔軟な発想や専門的なノウハウを生かす

とともに、市内外からの来園者のニーズにいち早く対応するソフト面（使い方）を十分考慮した、新しい知見や技術を取り入れて魅力的な再整備に資する高度な提案を期待する。また、大学を含め王子公園全体として一体感のある整備を行うことが重要であるため、本市が主体となって行う、本事業と本事業対象外の事業との調整に積極的に協力するほか、事業者においても対象外の事業者との連携を図ることができるように組織管理を行うことを求める。

基本方針では、「5つの基本目標」を掲げるとともに、公園内のゾーニングやゾーニングの考え方を示している。

ゾーニングの設定にあたっては、誰もが憩い、くつろげる一般に開放された空間を拡大すること、ゾーン間の物理的つながりと視覚的な拡がりを確保することを重視し、公園全体の一体感の醸成と回遊性の向上を図るとともに、緑豊かな空間の中にオープンスペースや建築物をバランスよく配置し、誰もが快適で使いやすく、より開放的な公園として再整備することを目指している。

(4) 事業の枠組み

本事業敷地及びその周辺において、以下の施設を解体・撤去するとともに、新たな施設を整備するものであり、本事業の対象範囲（以下「対象施設等」という。）は次表に示す実施者が「事業者」となるものである。実施者が「市」となる工事については、本事業とは別途本市が発注する。

施設	事業範囲			
	解体対象	実施者	整備対象	実施者
大学ゾーン			○	大学
既存スタジアム	○	大学		
動物園ゾーン				
プール	○	市		
獣舎（サバンナゾーン等）			○	市
管理事務所・動物病院			○	市
にぎわい施設			○	市
メインゲート			○	事業者
エントランス広場			○	事業者
既存ゲート・管理事務室	○	事業者		
獣舎（鳥類舎）	○	事業者		
北ゲート			○	事業者
獣舎（その他）・その他動物園内施設	○	市	○	市
スポーツゾーン				
獣舎（北園）	○	事業者		
旧ハンター住宅	○	市		
既存テニスコート	○	事業者		

施設	事業範囲			
	解体対象	実施者	整備対象	実施者
スタジアム			○	事業者
登山研修所			○	事業者
ちびっこ広場	○	市		
弓道場（近的）	○	事業者	○	市
わんぱく広場	○	事業者		
みんなの広場			○	事業者
多目的広場			○	事業者
スタジアム南側東西園路	○	事業者	○	事業者
スポーツセンター（SC）北駐車場			○	市
スポーツセンター（SC）南駐車場 ・弓道場（遠的）	—		—	
体育館	—		—	
緑の広場			○	事業者
平面駐車場	○	事業者		
立体駐車場・屋上テニスコート			○	事業者
その他	シンボルプロムナード	○	事業者	○
	駐車場アクセス園路兼遊歩道	○	事業者	○
	川沿い園地	○	事業者	○
	補助競技場	○	事業者	
	相撲場	○	事業者	
	既存登山研修所	○	事業者	
	天城橋	○	事業者	○
	中原橋	○	事業者	○
	市道阪急沿線	○	事業者	○
	市道野崎線			○
	駐輪場管理事務所	○	市	○
	原田児童館	—		—
	神戸文学館	—		—

対象範囲：○ 事業者

(5) 事業者の業務範囲

事業者の業務範囲は、以下のとおりである。

(ア) 設計に係る業務	・事前調査業務
	・各種申請及び関連業務
	・設計業務（基本・実施）及び関連業務

	<ul style="list-style-type: none"> ・セルフモニタリング業務 ・その他設計に関する業務
(イ) 建設に係る業務	<ul style="list-style-type: none"> ・各種申請及び関連業務 ・解体・撤去工事業務 ・土木・建設工事業務 ・備品等調達及び設置業務 ・セルフモニタリング業務 ・その他建設に関する業務
(ウ) 工事監理に係る業務	<ul style="list-style-type: none"> ・各種申請及び関連業務 ・工事監理業務 ・セルフモニタリング業務 ・その他工事監理に関する業務

3 性能規定

本書は、本市が本事業に求める施設内容とサービス水準を規定するものである。

入札参加者は、本書に具体的な特記仕様のある内容については、これを遵守して提案を行い、本書に具体的な特記仕様の無い内容については、創意工夫を發揮した提案を行うこと。

4 本事業のスケジュール

- ・本事業における事業期間は、事業契約締結の翌日（令和7年5月頃予定）から令和13年3月末日までとする。
- ・なお、以下の施設については指定する期日を目途に引き渡しを求める。なお、引き渡し日の詳細については、本市と協議の上決定する。

対象施設	引き渡し日
立体駐車場	～令和10年3月（暫定供用）
緑の広場	～令和11年3月
市道阪急沿線	～令和11年3月
シンボルプロムナード	～令和12年3月
スタジアム	～令和12年3月

- ・上記の指定に加え、民間事業者が持つ柔軟な発想や専門的なノウハウを生かし、施設使用不可期間の短縮に資する提案を大いに期待する。
- ・既存登山研修所の解体は新登山研修所への移転後に行うものとし、移転期間として1ヶ月を見込むこと。
- ・立体駐車場は、緑の広場、シンボルプロムナードを通り立体駐車場へ入るルートにより暫定で供用開始することとし、その後、大学敷地を通る仮設アクセス園路を整備し、ルートの変更を行う。仮設アクセス園路の整備時期、位置等については大学との調整が必要となるため、詳細は本市と協議し決定すること。付属資料17「立体駐車場アクセス園路整備フェーズ」を参考にすること。

- ・緑の広場、メインゲート、エントランス広場計画地は、現在、平面駐車場として利用されているため、立体駐車場の暫定供用開始後に整備すること。

5 遵守すべき法制度等

本事業を実施するにあたって、各業務に関連する関係法令（施行令及び施行規則等を含む）、条例、規則、要綱等について事業者の責任において調査し、適用されるものを遵守すること。また、要求水準書等において特記している各種基準等は遵守すること。その他各種基準、指針、解説版、ガイドラインなどについても、本事業の趣旨、要求水準書、事業者提案に照らして適宜適用すること。関係法令等は、原則として各規定により適用される時点のもの又は最新のものを適用すること。ただし、要求水準書等に特記している場合は、記載に従って適用すること。また、関係法令等に基づく関係機関との協議結果、指導に従って本事業を実施すること。

なお、本事業に関する主な関係法令等は、以下のとおりである。付帯施設業務について別途必要である各種法令等については事業者で確認すること。

（1）法令

遵守すべき主な法令は、以下のとおりである。

全般	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号） ・都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号） ・都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号） ・建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号） ・建築士法（昭和 25 年法律第 202 号） ・消防法（昭和 23 年法律第 186 号） ・建設業法（昭和 24 年法律第 100 号） ・宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号） ・労働安全衛生法（昭和 47 年法律 57 号） ・景観法（平成 16 年法律第 110 号）
	<ul style="list-style-type: none"> ・水道法（昭和 32 年法律第 177 号） ・下水道法（昭和 33 年法律第 79 号） ・電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号） ・ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号） ・道路法（昭和 27 年法律第 180 号） ・駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号） ・電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号） ・水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号） ・土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号） ・大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 138 号） ・騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号） ・振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号） ・屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）

エネルギー 環境	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号） ・資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号） ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号） ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号） ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
	<ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）
	<ul style="list-style-type: none"> ・公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号） ・労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）

(2) 兵庫県及び神戸市条例等

遵守すべき主な兵庫県及び神戸市の条例は、以下のとおりである。

兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準条例 ・福祉のまちづくり条例 ・環境の保全と創造に関する条例 ・緑豊かな地域環境の形成に関する条例（緑条例） ・景観の形成等に関する条例（景観条例） ・個人情報の保護に関する法律施行条例
	<ul style="list-style-type: none"> ・神戸市都市公園条例 ・神戸市建築基準法施行細則 ・神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例 ・神戸市水道条例 ・神戸市下水道条例 ・神戸市火災予防条例 ・神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例 ・神戸市都市景観条例 ・神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例 ・神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例 ・神戸市屋外広告物条例 ・神戸市立体育施設条例 ・神戸市が管理する道路の構造の技術的基準等を定める条例
	<ul style="list-style-type: none"> ・神戸市都市公園条例 ・神戸市建築基準法施行細則 ・神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例 ・神戸市水道条例 ・神戸市下水道条例 ・神戸市火災予防条例 ・神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例 ・神戸市都市景観条例 ・神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例 ・神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例 ・神戸市屋外広告物条例 ・神戸市立体育施設条例 ・神戸市が管理する道路の構造の技術的基準等を定める条例
	<ul style="list-style-type: none"> ・神戸市都市公園条例 ・神戸市建築基準法施行細則 ・神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例 ・神戸市水道条例 ・神戸市下水道条例 ・神戸市火災予防条例 ・神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例 ・神戸市都市景観条例 ・神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例 ・神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例 ・神戸市屋外広告物条例 ・神戸市立体育施設条例 ・神戸市が管理する道路の構造の技術的基準等を定める条例
	<ul style="list-style-type: none"> ・神戸市都市公園条例 ・神戸市建築基準法施行細則 ・神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例 ・神戸市水道条例 ・神戸市下水道条例 ・神戸市火災予防条例 ・神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例 ・神戸市都市景観条例 ・神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例 ・神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例 ・神戸市屋外広告物条例 ・神戸市立体育施設条例 ・神戸市が管理する道路の構造の技術的基準等を定める条例
	<ul style="list-style-type: none"> ・神戸市都市公園条例 ・神戸市建築基準法施行細則 ・神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例 ・神戸市水道条例 ・神戸市下水道条例 ・神戸市火災予防条例 ・神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例 ・神戸市都市景観条例 ・神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例 ・神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例 ・神戸市屋外広告物条例 ・神戸市立体育施設条例 ・神戸市が管理する道路の構造の技術的基準等を定める条例

(3) 適用基準

施設の設計及び建設にあたっては、以下の主な諸基準に準拠することとし、整備内容に応じた準拠の要否含め詳細は本市と協議の上、実施すること。

国土交通省 大臣官房官 庁営繕部監 修	<ul style="list-style-type: none"> ・建築設計基準及び同解説 ・建築構造設計基準及び参考資料 ・建築設備設計基準 ・高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計基準 ・構内舗装・排水設計基準 ・官庁施設の基本的性能基準 ・官庁施設の基本的性能に関する技術基準 ・官庁施設の環境保全性基準 ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 ・建築工事設計図書作成基準 ・営繕工事写真撮影要領 ・公共建築工事標準仕様書 建築工事編 ・公共建築工事標準仕様書 電気設備工事編 ・公共建築工事標準仕様書 機械設備工事編 ・公共建築木造工事標準仕様書 ・建築工事標準詳細図 ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） ・公共建築工事積算基準 ・公共建築数量積算基準 ・公共建築設備数量積算基準 ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準 ・官庁施設の防犯に関する基準 ・都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン
神戸市 監修	<ul style="list-style-type: none"> ・神戸市公園施設設計設置基準（平成 30 年 5 月） ・神戸市公園施設標準図集（令和 5 年 10 月改訂） ・神戸市バリアフリー公園整備マニュアル（平成 26 年 3 月改訂） ・神戸市測量・地質調査・設計業務等共通仕様書 ・神戸市発注者支援業務共通仕様書 ・神戸市地質・土質調査業務共通仕様書 ・神戸市道路設計・調査業務等共通仕様書 ・神戸市河川・調査業務等共通仕様書 ・神戸市土木請負工事必携 ・神戸市公共測量作業規程 ・神戸市標準構造図集（土木一般工事） ・神戸市バリアフリー道路整備マニュアル（2016 改訂版） ・神戸市案内サイン共通仕様書 ・神戸らしいまちなかサインガイドライン ・神戸市道路設計指針（案）（平成 29 年 3 月） ・神戸市土木工事監督技術基準（案）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・光害対策ガイドライン ・日本建築学会諸基準 ・建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策

	徹底マニュアル
	・SHASE-S 206-2019 給排水衛生設備規準・同解説
	・建築物のライフサイクルコスト
	・神戸市消防用設備等技術基準
	・(公社)日本防犯設備協会 技術標準 SES E 1901(防犯灯の照度基準)
	・安全・安心まちづくり推進要綱(警察庁)
	・都市公園技術標準解説書(令和元年度版)
	・民間(旧四会)連合建築監理業務委託契約約款

(4) 神戸市上位計画等

関連する神戸市の主な上位計画等は以下のとおりである。

・神戸 2025 ビジョン
・神戸市都市計画マスターplan
・神戸市緑の基本計画
・大規模公園ビジョン
・王子公園再整備基本方針
・王子動物園リニューアル基本構想
・王子公園再整備基本計画【全体編】【王子動物園編】
・神戸市地域防災計画
・神戸市景観計画
・神戸市都市景観形成基本計画
・神戸市夜間景観形成実施計画
・神戸市地球温暖化防止実行計画
・神戸市バリアフリー基本構想

6 要求水準書の変更

(1) 要求水準の変更事由

本市は、下記の事由により、事業期間中に要求水準を変更する場合がある。

- (ア) 法令等の変更により業務内容が著しく変更されるとき
- (イ) 災害・事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき、又は業務内容が著しく変更されるとき
- (ウ) 本市の事由により業務内容の変更が必要なとき
- (エ) その他業務内容の変更が特に必要と認められるとき

(2) 要求水準書の変更手続き

本市は、要求水準を変更する場合、事前に事業者に通知する。要求水準の変更に伴い、事業契約書に基づく事業者に支払う対価を含め事業契約書の変更が必要となる場合、必

要な契約変更を行うものとする。

7 著作権・特許権等

(1) 著作権

事業提案の著作権は入札参加者に帰属するものとする。ただし、本市は本事業の公表時及び本市が必要と判断した場合には、落札者の提案書の一部又は全部を無償で使用できることとする。また、落札者以外の入札参加者の提案については、入札参加者の承諾なく本事業の公表以外の目的には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

(2) 特許等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理办法等を使用した結果生じた責任は、原則として、事業者が負うこととする。

8 文書の管理・保存、情報公開

事業者は、本事業を行うにあたり作成し、又は取得した文書（以下、「対象文書」という。）を適正に管理し、保存すること。又は、本市から対象文書の提出を求めた場合は、速やかにこれに応じること。

9 個人情報の保護及び秘密の保持

(1) 個人情報

事業者は、本事業を行うにあたって個人情報を取扱う場合は、「神戸市個人情報保護法の施行に関する条例」に基づき、その取扱いに十分留意し、情報の漏洩、滅失及び毀損の防止、その他個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するための必要な措置を講じること。

(2) 秘密の保持

事業者は、本事業の各業務の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。本事業終了時も同様とする。

第2 整備に関する事項

1 基本要件

(1) 敷地条件

敷地条件は、以下のとおりである。公園供用区域の敷地面積は約191,500m²であり、そのうち本事業の整備範囲は約74,500m²程度とする。（一部公園敷地範囲外の敷地についても、事業範囲として含まれる。）

所在地	神戸市灘区王子町2・3丁目、青谷町1丁目 他
敷地面積	191,500 m ² (公園供用区域)
保有者	神戸市
公園種別	都市公園（総合公園）
用途地域	第2種住居地域
建ぺい率	建築基準法に定める基準：60% 都市公園法/都市公園法施行令及び神戸市都市公園条例に定める基準： 都市公園法第4条第1項及び都市公園法施行令第6条第2項から第6項までに定める範囲のうち、神戸市都市公園条例第3条第3項第1号及び第2号までに定める範囲 ※ただし、要求水準を満たすため、また現状より質の高い提案を実現するために、現行の基準を超える提案を妨げるものではない。この場合、議会で議決されることを条件とする。（神戸市都市公園条例／神戸市都市公園条例施行規則）
容積率	200%
高度地区	第5種高度地区
防火指定	準防火地域
日影規制	敷地境界線から5～10m以内：4時間 敷地境界線から10m超：2.5時間 測定面：平均地盤面から4m
宅地造成規制	宅地造成工事規制区域
その他	地区計画（王子公園地区地区計画） https://www.city.kobe.lg.jp/a35466/shise/kekaku/jutakutoshikyoku/district/r00091.html

(2) 敷地及び敷地周辺の現況

敷地及び敷地周辺の現況は、以下のとおりであり、付属資料4～5及び7～8を参照すること。なお、設計業務の実施にあたり、事業者が必要とする場合に自ら実施する地質調査等を妨げるものではない。

敷地の利用状況	付属資料4「現況平面図」を参照
敷地のインフラ状況	付属資料5「インフラ整備状況」を参照

敷地の現況	付属資料7「敷地の測量調査結果」を参照
敷地の地質状況	付属資料8「敷地の地質調査結果」を参照

なお、インフラ設備の整備については以下のとおりである。なお、下記事項は参考であり、各インフラの整備状況等については、事業者の責任において確認の上計画し、敷地外整備は管理者と協議の上、早急に調整を行うこと。

項目	整備役割
上水道	<ul style="list-style-type: none"> 付属資料5「インフラ整備状況」を参考に計画すること。 なお、シンボルプロムナード上のφ900の管は大容量送水管であるため使用不可である。園内及び道路上にある配管図は付属資料5のとおりであるが、本管を割る場合は水道局と協議を行うこと。
汚水	<ul style="list-style-type: none"> 汚水幹線はシンボルプロムナード上のφ250の管であるため、本管に集約することを基本とする。東側のアクセス園路上の管については、活用可能であるが、管径が不明であるため調査の上計画すること。 なお、防災機能に記載を行うが、マンホールトイレを適切な場所に設置し污水管接続させること。
雨水	<ul style="list-style-type: none"> 雨水幹線は、シンボルプロムナード上にあるため、雨水については原則集約すること。 なお、防災機能に記載を行うが、雨水貯留槽を適切な場所に設置し給排水計画を立案すること。
ガス	<ul style="list-style-type: none"> ガス管は、シンボルプロムナード並び市道野崎線上のφ200の管が主要な管であるため、ガスを使用する施設を設置する場合は適宜配管計画を立案すること。
電気	<ul style="list-style-type: none"> 市道野崎線もしくは市道長田楠日尾線より引き込みを計画すること。 プロムナードに設置されている関西電力柱は撤去を行う予定の為、使用を計画しないこと。 付属資料5「インフラ整備状況」を参考に、必要施設において計画すること。
通信	<ul style="list-style-type: none"> 事業者で確認し、整備すること。

2 整備に係る要求水準

公園に導入される各施設の要求水準は、以下のとおりである。以下要求水準を踏まえ、各施設の設計は関係団体と調整の上進めることとする。

(1) 共通事項

① 緑の保全と緑化の推進

王子公園は、都市部における緑のオアシスとして大きな役割を担う存在であることから、公園の再整備にあたっては、緑の保全と緑化の推進は非常に重要な観点である。

市民に親しまれてきた桜や生育良好な既存樹木について、グリーンインフラの観点も踏まえ、可能な限り緑を保全するとともに、新たに創出されるオープンスペースや建築物の屋上・壁面等を活用した緑化の推進に努め、周辺の自然環境と調和を図ること。

設計にあたっては、既存樹木について、生育状況を踏まえながら積極的な保全に努めるとともに、必要以上に伐採を行う計画としないこと。樹木の健全度が低い場合（生育不良・危険木）や、施設配置上または施工上やむを得ず伐採する場合においても、新たな植樹などにより公園全体（大学ゾーンを含む）で現状以上の本数を確保すること。

ただし、量のみを重視し密集して植樹することはかえって生育不良の原因や死角・暗がりの多い危険な空間となりかねないため、移植、新植を行う場合においても、将来の樹木の生育環境に配慮した樹種や配置とし、新たな「原田の森」として存在感のある緑のボリュームや景観を未来につなげる“質の向上”を重視した提案とすること。

また、桜の名所として親しまれてきた背景を踏まえ、シンボルプロムナードへの新たな桜の植樹等、桜の通り抜けルートの拡大を行うほか、四季を通じて楽しめる樹種を検討すること。

② 施設配置の考え方

前述したとおり、駅に隣接する立地に恵まれた敷地であることを踏まえ、駅から王子公園、王子動物園や大学との位置関係などを生かした配置、施設計画とし、王子公園全体としてのポテンシャルを高める計画とすること。

公園内には複数のスポーツ施設や広場等を配置することになるが、日常的に利用する市民の観点や国内外から広く訪れる広域利用の観点から、双方が利用しやすいレイアウトとすることに加え、新たな利用機会を促進させるような市民や利用者に開かれたスポーツ施設、広場等の配置計画の提案を求める。

③ 安全性・防災性

施設等の配置にあたっては、できる限り死角や暗がりを作らないようにするとともに、夜間利用を想定し、適宜照明灯等の設置を検討するなど、公園利用者が安全安心で快適に利用できるよう配慮した計画とすること。また、すべての公園利用者が安全で快適に利用できるように、バリアフリーにも配慮した適切な計画とすること。

また、阪神・淡路大震災の際、地域住民の屋外避難場所や広域防災拠点として大きな役割を果たしたことを踏まえ、引き続き迅速な災害対応が可能となる空間整備を行うこと。整備する防災施設については、実用性・管理面に十分配慮した使いやすい防災施設および設備とすること。

「⑪ 動線計画」で示した平常時の動線計画に加え、災害時の動線についても、容易に避難できる動線や誘導サインを計画すること。

④ 景観への配慮

王子公園周辺は六甲山系の美しい山並みを背景とした阪神間を代表する景観が広がり、良好な住環境が形成されている。このまちの景観をまもり、育てるとともに、地区の歴史や文化、特性を踏まえつつ、さらに新しい神戸を創造するにふさわしい景観形成を図ること。

特に規模の大きな建築物については、そのボリューム感を減じる工夫を講じて周辺のランドスケープとの調和を図るとともに、形態や色彩への配慮、設備の配置の工夫や目隠しの設置、緑化などにより特に動線上や視点場からの表情づくりに努め、魅力を演出する。

夜間景観については、美しく温かみがあり、かつ安全安心な夜間環境を創出するため、場所や目的に応じた適切な照明計画を立てるとともに、樹木や広場空間、建築物等において、ライトアップ等により温かみのある魅力的な演出を提案する。王子エリアの地区特性にあわせた夜間景観形成に努め、適切な照度、輝度、色温度、演色性の照明を使用し、光の質の向上を図ること。

⑤ 経済性への配慮

維持管理・運営を見据えた長期的・総合的な視点にたった設計・建設を行うことで、ライフサイクルコストの縮減を図り、魅力的な公園整備としながらも本市の財政負担の一層の軽減が図られることを期待する。

⑥ 地球環境に配慮した公園づくり

工事期間及び整備後のいずれにおいても環境負荷の低減に配慮すること。具体的には以下に記載する視点に配慮した整備を求めるが、これらに限らず、省資源、省エネルギー、リサイクル等に積極的に努めること。

ア グリーンインフラの推進

グリーンインフラ推進戦略 2023（国土交通省 令和5年9月）に基づき、再整備において、自然のもつ多様な機能を活用し、持続可能な魅力ある公園づくりを行うこと。

イ 脱炭素社会への貢献

炭素を固定し、炭素排出の少ない木材の利用促進（県産材、神戸産材、王子公園内の伐採樹木）や、再生エネルギーの導入など脱炭素社会の貢献に資する提案に期待する。

建物については、複層ガラスの採用、断熱材の採用など、高断熱化、省エネルギー化に取り組むこと。空調や換気、照明や給湯などの設備については、省エネタイプを導入すること。

ウ 生物多様性への貢献

生物の生育生息空間の保全、創出、在来種の積極的な導入、外来種の排除に資する提案とすること。

⑦ 王子動物園との調和

「④ 景観への配慮」で示したように、園内すべての建築物において周辺のランドスケープと調和を図ったデザインを求めるが、この考え方方に加え、動物園メインゲートにおいては、阪急王子公園駅やJR灘駅方面から一目で認識でき、わくわくするような高揚感を高めるゲートや名板等、来園者の期待感を高めるデザイン（仕掛けや演出）とすること。

また、公園外から緑の広場を経由し、動物園のメインゲート、エントランス広場に至るルートは、都市化された周辺のまちなみから、新たな「原田の森」へ踏み入れるような、まちの中の自然を感じさせる変化のある建屋や空間づくりとし、王子動物園の魅力を最大限に引き出す提案に期待する。

さらに、動物園周辺部においても、動物園の存在が自然に意識され、動物園内外が分断されることなくなじみの良い空間となるよう計画すること。例えば、駐車場からゲートに至るシンボルプロムナードにおいて、動物園との間で遮蔽感のある設えは極力避けるほか、各所で動物と出会う楽しさが感じられ、来園者の期待感を高める演出を求める。

⑧ 土地造成・インフラ

項目	要求水準
(A) 土地造成	ア) 造成時に土量の搬入搬出が少なくなるよう地盤の設定を行うこと。 イ) スタジアムのフィールド面については敷地北側への景観や環境等の影響に配慮するため71m（王子街園に設置してある「復興基準点FK91」の鉛を45.22mとする）以下の高さを設定すること。
(B) インフラ関連	ア) 付属資料5「インフラ整備状況」に基づき、各施設に必要となる諸設備を計画すること。詳細については、本市並びに各インフラ事業者との協議により決定するものとする。 イ) 給水の水道分担金は既存建物の権利を使用するものとする。新たに給水を引き込む場合の分担金は事業者負担とする。 ウ) 電気引き込みにかかる工事費負担金が発生した場合、その費用は事業者負担とする。 エ) 各インフラ所管部署・事業者へ事前に確認、協議を行うこと。 オ) 既存施設のインフラが本事業により支障・影響が発生する場合は、事業者の責において移設等の対応を行うこと。

項目	要求水準
(C) 撤去等 関連	<p>ア) 天城橋・側道橋のPCB塗装の撤去は、必ず令和8年度中に行うこと。運搬・処分については、本市で手配するため、撤去の時期については本市と協議の上、定めるものとする。</p> <p>イ) 園内のモニュメントの取り扱いについては、付属資料13「園内モニュメント等リスト」を参照すること。なお、作者等との調整については本市が行い、移設・撤去については事業者が行う。</p>

⑨ 植栽計画

項目	要求水準
(A) 共通事項	<p>ア) 王子公園内の既存樹木は積極的に保存活用すること。</p> <p>イ) 建築物の建築等により支障となる樹木については、健全度や活着可能性、移設後の景観等を踏まえ、移植に努めること。</p> <p>ウ) やむを得ず伐採した樹木については有効活用することとし、本事業における活用を積極的に検討すること。また、王子公園内のテーブル・ベンチ、王子動物園のグッズとしての活用等、有効活用の内容・方法を提案すること。伐採する場合は、抜根も行うこと。</p> <p>エ) 既存樹木を活かしながら新植も行い、異常高温対策としても有効な緑陰を創出すること。</p> <p>オ) Living Nature Kobeやヒーリングガーデンなど、高質な植栽の設えとなる空間を取り入れること。 ※Living Nature Kobeについては、参考資料5「Naturalistic Landscaping ガイドライン」を参照すること。</p> <p>カ) 景観、環境、防災の観点を踏まえ、公園周囲の樹木は可能な限り残すこと。</p> <p>キ) 植栽にあたっては、土壤調査を行い、必要に応じて土壤改良を実施する等、樹木の生育に適切な植栽基盤を整備すること。</p> <p>ク) 工事にあたっては、根の損傷や土壤の踏圧等、できる限り既存樹木の生育に悪影響を与えないよう配慮すること。</p> <p>ケ) 大学ゾーンを含めた公園全体で現状以上の樹木本数を確保することとしているため、計画・設計段階において、既存、新植、移植等の本数管理を行うこと。管理にあたっては、付属資料12「園内樹木等リスト」を参考にすること。</p> <p>コ) 植栽計画については、樹木医等、樹木に関する専門の知識を有するものの意見を反映すること。なお、本市においても公園全体の樹木のあり方について検討を進めていくため、植栽計画について本市と協議の上策定すること。</p>

⑩ 異常高温対策

近年の夏場の猛暑を考慮し、王子公園内の気温上昇の緩和、人が感じる暑さを和らげる整備や環境の形成を計画すること。

項目	要求水準
(A) 整備	<p>ア) 保水性舗装や遮熱性舗装、土系舗装を採用する等、路面温度上昇に配慮した計画とすること。</p> <p>イ) 各施設や園路、植樹帯等は風通しに配慮した計画とすること。</p>

	<p>ウ) 来園者が集まる空間や園路・園地等に、必要に応じてミスト等異常高温対策を講じること。</p> <p>エ) ミスト等を設置する場合は夏季のみの使用となるため、オフシーズンの凍結防止などメンテナンスも考慮された形状・仕様とすること。</p>
(B) 緑化	<p>ア) 新たに植樹する場合は、樹冠の大きな樹種を選定する等、木陰の創出を考慮した計画とすること。</p> <p>イ) 屋上・壁面緑化等を積極的に検討すること。提案する場合は維持管理しやすい手法を提案すること。</p>

⑪ 動線計画

市内外からの公園利用者をはじめ、地域住民や周辺の学校に通う学生等が利用することを踏まえ、阪急王子公園駅やJR灘駅からのアクセスのほか、駅以外からのアクセス（バス停や公園橋など）および園内においても、滞留空間の確保による混雑緩和や、回遊性の向上、歩車分離に加え散歩道・ランニングコースの錯綜防止などによる安全かつユーザビリティの高い動線確保等を検討すること。

なお、公園全体の地形条件が緩やかな傾斜地となっていることから、バリアフリーへの対応を十分に考慮するとともに、傾斜をうまく活かした公園計画の一環として、例えば公園内を円滑に移動できるよう新たなモビリティを想定した提案も歓迎する。

公園への交通アクセスについては、原則公共交通機関の利用を促進する方向性であるため、本市においても必要な施策を検討・実施していくが、一定の自動車利用、大型バス利用を配慮し、スムーズな入出庫動線や乗降機能を確保すること。この際、駐車場から動物園やスポーツ施設への動線についても、利用者が快適に利用しやすい計画とすること。

項目	要求水準
(A) 共通事項	<p>ア) 利用者の安全に配慮し、利用しやすくなるよう、歩行者及び車（一般車、緊急車両、管理車両）の動線を設定する。</p> <p>イ) 公園利用者の安全性の確保のため、車両動線と歩行者動線を分離すること。</p> <p>ウ) 車両および歩行者の出入口は、付属資料15「動線計画図」を参考し、錯綜しないようにスムーズなアクセスができるよう計画すること。</p> <p>エ) 都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインに基づき、公園入口（阪急王子公園駅前）から特定公園施設の種別毎に、それぞれ1以上の施設にバリアフリー動線を確保すること。地形上やむを得ない場合、最低限の範囲で8.0%以下を認めるものとする。</p> <p>オ) 公園全体の回遊性を確保するために、本事業での整備対象となっていない施設（体育館、弓道場等）とのスムーズなアクセスについても考慮した計画とすること。</p> <p>カ) 既存のランニングコースを参考にランニングコースを設定すること。</p>

⑫ 防災拠点機能

神戸市地域防災計画に基づき、阪神・淡路大震災の経験を活かした防災機能を確保し、公園全体で広域防災拠点としての機能を強化すること。

また、工事期間中においてもその進捗に応じて、可能な限りオープンスペースを確保するなど、防災機能の維持に努めること。有事の際には事業者も協力すること。

項目	要求水準
(A) 諸設備等	<ul style="list-style-type: none">ア) ヘリコプター離着陸場をスタジアムに確保すること。イ) 屋外緊急避難場所や警察・消防・自衛隊の活動拠点および救援活動拠点を確保するため、オープンスペースを確保すること。ウ) 非常用電源や太陽光発電、かまどベンチ、マンホールトイレ（5基以上）等、防災施設を整備すること。エ) その他、給水拠点や防災行政無線、物資集積配達拠点、地域備蓄拠点等、既存機能の維持を図ること。オ) 街灯や東屋等に再生エネルギーを活用した設備を設置するなど、災害時の電源確保を積極的に検討すること。カ) 市道阪急沿線から緑の広場、シンボルプロムナードを経由し、スタジアムに接続し、市道野崎線に抜ける『緊急車両動線』を確保すること。

⑬ サイン計画

サイン計画は王子公園の特性に考慮するとともに「神戸市案内サイン共通仕様書」「神戸らしいまちなみサインガイドライン」に準拠し、計画すること。

項目	要求水準
(A) 整備	<ul style="list-style-type: none">ア) 公園全体のコンセプトを踏まえ、統一感の図られた独自のデザインとすること。イ) 屋外のサイン盤面は耐候性仕様とすること。ウ) サイン計画の詳細については、事業者決定後本市と協議を行うこと。なお、サインデザインはAdobeイラストレーターにて行い、今後の維持管理修繕のため、本市にオリジナルデータ(ai)を提出するとともに、無償使用されること。なお、このサインデザインの著作権は、本市に帰属するものとするエ) サインの標記は2か国語(日・英)以上とする。オ) 工事期間中の工程段階を踏まえ、表示内容をフレキシブルに対応できること

⑭ 園地・園路

単に各施設の外構や各ゾーンや施設間をつなぐ空地・通路としての機能だけではなく、公園全体の高質な景観を形成する重要な要素として、また憩い・にぎわい創出に資する滞留機能や散策やランニング等が楽しめる回遊機能を担う要素として、他の主たる施設（大学、動物園、スタジアム、立体駐車場等）と有機的なつながりをもたせた魅力ある空間を創出すること。

また、公園全体でストーリー性を持たることを意識し、例えば新たな「原田の森」と

して緑を感じ取れ起伏のある形状を残す園地部分と、バリアフリーに最大限配慮した誰もが利用しやすい園路部分の整備を行うなど、変化を楽しめるメリハリのある提案を期待する。

項目	要求水準
(A)園地	<ul style="list-style-type: none"> ア) 各施設アプローチ部は、施設の印象的な見え方に配慮したアプローチを計画すること。また、植栽等による豊かな環境を創出するとともに、動線の妨げにならないよう空地や滞留スペースを計画すること。 イ) 各広場では、ラジオ体操等の地域活動をする空間としての活用を想定している ウ) 舗装材は、美観及び耐久性・防滑性に配慮したものとすること。また、保水性舗装や遮熱性舗装、緑化等により、熱負荷の低減を図ること。 エ) 天然芝は、生育や維持管理を考慮した品種を選定すること。また、天然芝を健全に育成する為に、適した日照と通風を確保すること オ) ベンチ、テーブル、東屋等の休養施設や、水飲み場、手洗い場等を適切に整備すること。 カ) 周辺環境への光漏れについては、「光害対策ガイドライン」を参考に配慮し、公園内だけを集中して照らせる指向性に優れた機器の導入や配置とすること。
(B)園路	<ul style="list-style-type: none"> ア) 園路は原則として以下の幅員を確保すること。なお、満たない場合は、本市と協議を行った上で計画すること。ただし、各施設の要求水準に記載の場合は、それを優先すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・管理車両用通路 3.0m以上 ・歩行者用通路 2.0m以上 ・『緊急車両動線』7.5m以上 (車両 5.5m + 歩行者 2.0m) (通常時は、例えば、モバイルグリーンの設置等により、歩行者等が快適に散策できるような設えとする) イ) 舗装材は、美観及び耐久性・防滑性、熱負荷の低減に配慮したものとすること。 ウ) 散策やウォーキング、ジョギング利用を考慮し、用途や場所に応じて、適宜、ゴムチップ舗装、土系舗装やウッドチップ舗装等の採用を検討すること。 エ) ベンチ、テーブル、東屋等の休養施設を通行の支障とならないよう適切に整備すること。
(C)照明設備	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ア) 街路灯に関しては、周囲への光の影響を考慮し下方配光の照明器具を選定すること。 イ) シンボルとなる樹木や壁面などをライトアップすることで視覚的な明るさを感じる演出を行うこと。 ウ) 安全に影響がない範囲で不要な時間帯などの照明制御を行うこと。 エ) 電球色(3,000K以下)を標準とし、適正照度の確保、グレアの防止に努めること。 オ) 照明計画については、あらかじめ全体計画や各所における設計意図・コンセプトが分かる資料を作成すること。 <p>【園路】</p>

	<p>ア) 足元にリズム感のある明かりを設けることで、優しい歩行空間を創出すること。</p> <p>イ) 阪急王子公園から市道野崎線への南北通り抜けを行うエリア（緑の広場・シンボルプロムナード）のうち、人が通行する部分は通り抜けなどで夜間も通路の利用者があるため、防犯の観点から照度を確保する。</p> <p>そのため、（公社）日本防犯設備協会 技術標準SES E 1901(防犯灯の照度基準)のクラスAを満たすこと。</p> <p>（平均水平面照度:5lx以上、鉛直面照度の最小値:1lx以上）</p> <p>【園地】</p> <p>ア) ベンチなどのストリートファニチャーに照明機器を組み込むなど、日中とは異なる明かりの情景をすること。</p> <p>イ) 周囲の側面部などの鉛直面を照らすことで、明るさ感と安心感を与える空間を作り出すこと。</p>
(D) 諸設備	<p>ア) 雨水枠蓋や側溝蓋等は、利用者の安全かつ円滑な通行及び景観に配慮した仕様とすること。</p> <p>イ) 植栽の為の散水設備を適宜設置すること。</p>

⑯ 建築物

建物の整備及び設備の導入にあたっては、新たな技術を多分に取り入れるなど、利用者および施設運営側双方において、利活用や管理運営しやすいものとすること。ただし、整備・導入により維持管理やランニングコスト等が著しく大きく増加する提案は避けること。また、トラブル発生時や、将来の技術革新等によるシステム構成の変化にも柔軟に対応できる拡張性の確保に努めること。

また、建築物の外観だけでなく、空調機の室外機など建物の外に配置する必要のある設備・施設についても、配置の工夫や目隠し柵の設置等により、公園内外からの景観に十分配慮すると共に、必要に応じて各所に手すりを設置するなど、誰もが利用しやすい、バリアフリーに配慮した計画とすること。

項目	要求水準	
(A) 機能性	(A) 動線計画	<p>ア) 来訪者の安全性と利便性に配慮した動線とすること。</p> <p>イ) 各施設の配置については、維持管理・運営の内容に配慮した機能的な配置・構成とすること。</p>
	(B) 室内環境	<p>ア) 諸室等、遮音や気温、換気等の室内環境に配慮すること。</p> <p>イ) シックハウス対策のため、人体の安全性、快適性が損なわれない建築資材とすること。</p> <p>ウ) 結露防止や防カビの対策を行うこと。</p>
	(C) 周辺環境	<p>ア) 周囲が居住エリアであることから、騒音や光等、周辺環境へ配慮すること。</p> <p>※騒音については、兵庫県条例に定める騒音の規制基準、公園敷地境界で昼間 55 デシベル以下を遵守すること。</p> <p>※光漏れに配慮するため、環境省「光害対策ガイドライン」を考慮すること。</p>

項目		要求水準
(B) 安全性	(A) 耐震性	ア) 耐震安全性を確保するため、自重、積載荷重、風荷重、その他の荷重に対して構造上充分な安全計画を確保すること。
	(B) 耐久性	ア) 仕上げ材は各機能の用途及び利用頻度、各部位の特性を把握した上で最適な組み合わせを選ぶこと。 イ) 長寿命化かつ信頼性の高い設備や機材の使用に努めること。
(C) 環境性	(A) 負荷の抑制	ア) 断熱や気密性の向上、日射のコントロール、効果的な施設の緑化、空調及び換気方式の工夫等により建物のエネルギー負荷の総合的な削減を図ること。
	(B) エネルギー・資源の有効利用	ア) エネルギーや資源を無駄なく効率的に使うことのできる設備を採用すること。 イ) 木造・木質化を積極的に採用すると共に使用木材は兵庫県産材、神戸市産材、王子公園内の伐採樹木をできる限り利用すること。
(D) その他	(A) 新機材/新工法への配慮	ア) 新機材及び新工法の採用にあたっては、信頼性を十分に検証すること。
	(B) 仕上げ	ア) 建築材料等は、耐久性及び信頼性のあるものと共に、安全性、経済性等を考慮し、良好な品質を確保する。 イ) 仕上げ材は、諸室の用途、利用内容や形態等の特性に配慮した組合せとする。 ウ) 地震時の剥落、落下による二次災害抑制に配慮した内外装材とする。 エ) 危険な凹凸を避ける等、怪我をしない素材を使用し、利用者、特に身体の不自由な方への安全性に配慮する オ) 防鳥や鳥害対策として、屋根・庇や梁等の形状や仕上げ材に配慮する。 カ) 建築物やファニチャー等、自然素材や地場資材の採用を積極的に検討する。

⑯ 電気設備

項目		要求水準
(A) 共通事項		ア) 原則、各建物は単独引き込みとすること。 イ) 各設備は、機能の拡張性、柔軟性等を考慮すること。 ウ) 負荷のグループ分けは、重要度、用途、配置及び将来の負荷変更を十分計画して決定すること。 エ) ケーブルラック、配管仕様については、施工場所の耐候性能を考慮して選定し、敷設すること。 オ) エコ電線、エコケーブル等を使用すること。 カ) 敷地内の電気設備等への配電については、地中配管を原則とする。
(B) 電灯コンセント設備		ア) (電灯幹線) 各機能部分、機械室等ゾーン別に幹線系統を明確化し、維持管理が容易に行えるようにすること。

	<p>イ) 一般利用されるエリアに設置するコンセント等は、いたずら防止措置を施すこと。</p> <p>ウ) キッチンカーなど民間での利用が想定される場所の電源は近接場所にコンセント回路を設置すること。また、使用電力を確認できる私設子メーターを設置すること。</p>
(C) 照明設備 (屋外)	<p>ア) 防犯及び安全に配慮して外灯を設置すること。</p> <p>イ) 各機能の用途、適性、意匠等を考慮した適切な機器選定を行うこと。</p> <p>ウ) 保守が行いやすい場所に設置すること。</p> <p>エ) 利用時間を考慮したうえで、場所ごとに経済的な運用となるよう照明制御を行い、適切な管理ができるよう計画すること。</p>
(D) 照明設備 (屋内)	<p>ア) 各機能、各室の用途、適性及び意匠を考慮して、適切な機器選定を行うこと。</p> <p>イ) 適正照度の確保、グレアの防止に努めること。基準照度は JIS Z 9110 : 2010 照明基準総則によるものとする。</p> <p>ウ) 点滅及び制御方式は、エネルギーの節約、経済性、使用勝手等を考慮したものとすること。</p> <p>エ) メンテナンス性に配慮し、高所に照明器具を設置しないものとする。</p> <p>オ) 人感センサー、照度センサー等を有効に利用することにより消費電力の低減に努めること。</p>
(E) 情報通信設備	<p>ア) 本施設全体の運営・管理方法を確認し、運用システム、機能を検討した上で必要な機能を有する情報システム及び情報通信環境を計画すること。対応を必要とする諸室については、付属資料 11「諸室リスト」を参照すること。</p> <p>イ) 地中での引き込みができるよう、埋設空配管・MDF 盤を設けること。</p>
(F) テレビ共同受信設備	<p>ア) 地上デジタル放送、BS放送が受信可能とすること。対応を必要とする諸室については、付属資料11「諸室リスト」を参照すること。</p>
(G) 一般放送設備	<p>ア) 非常放送兼用とし、消防法に準じて計画すること。</p> <p>イ) 必要に応じてアンテナを計画する等、音量の変更ができるように計画すること。</p>
(H) 電話設備	<p>ア) 各諸室と事務室との連絡が取れる機能とすること。対応を必要とする諸室については、付属資料 11「諸室リスト」を参照すること。</p> <p>イ) 地中での引き込みができるよう、埋設空配管・MDF盤を設けること。</p>
(I) 昇降機設備	<p>ア) バリアフリー対応として、各諸室に車いすで至ることのできる計画とすること。</p> <p>イ) 清掃、点検等のメンテナンス作業にも配慮すること。</p> <p>ウ) 運転監視盤及びインターはんは各管理事務所に設置すること。</p> <p>エ) 地震時管制運転、火災時管制運転及び停電時救出運転の管制運転を遠隔監視出来る機能を設けること。</p> <p>オ) 適切な利用者数算定を行い、カゴのサイズ、経路を計画すること。</p>
(J) 防犯管理設備	<p>ア) 監視カメラ、警報呼出表示、連絡用インターはん等の装置を設置し、対応を必要とする諸室については、付属資料 11「諸室リスト」を参照すること。</p>

	イ) 主装置部分は外部回線を地中での引き込みができるよう、埋設空配管・MDF 盤を設けること。
--	---

⑯ **衛生設備**

項目	要求水準
(A) 共通事項	ア) 清掃・維持管理に十分配慮した設備とすること。 イ) 省エネルギー・省資源に配慮した設備とすること。
(B) 給水設備	ア) 必要水量、必要水圧が常に確保できる経済的なシステムとすること。 イ) キッチンカーなど民間での利用が想定される場所の給水は近接場所に水栓を設置すること。また、使用水量を確認できる私設子メーターを設置すること。
(C) 給湯設備	ア) 施設内の各機能部分の使用勝手、使用時間帯、使用頻度等を勘案し、効率の良い方式を採用すること。
(D) 衛生器具設備	ア) 省資源・省エネルギーに配慮した器具を設置すること。陶器類は防汚処理を施したものを探用すること。 イ) 手洗いは自動水栓設備を設置すること。複数水栓がある手洗い場については、手動水栓（レバーハンドル等）を 1 箇所設置すること。 ウ) 大便器は洋式とし、超節水型器具（洗浄能力 6 L 以下）を使用すること。 エ) 小便器は壁掛け低リップ型とし、自動洗浄弁（AC電源）組込みとすること。
(E) 都市ガス設備	ア) 安全性に十分配慮したシステムとすること。
(F) 消火設備	ア) 建築基準法、消防法、火災予防条例、及び所轄消防署の指導等に従い、各種設備を設置すること。

⑰ **空調設備**

項目	要求水準
(A) 共通事項	ア) 地球温暖化防止等地球環境に配慮し、省エネルギー化を目指した熱源システムを選択すること。 イ) 将来の機器更新等に対応可能な余裕のある設備スペースとすること。
(B) 热源設備	ア) 热源方式はオゾン層破壊防止、地球温暖化防止等地球環境、利便性、快適性、経済性、保守管理性等に配慮し、使い勝手に適合したシステムとすること。
(C) 空調設備	ア) 空調システムは各機能・各室の用途・使用勝手・使用時間帯に配慮したゾーニングによる空調システムを選定し、適切な室内環境を確保すること。
(D) 換気設備	ア) 諸室の用途、目的に応じた換気システムを採用すること。 イ) 建築基準法（シックハウス対応）に十分配慮した換気設備すること。
(E) 排煙設備	ア) 建築基準法に従って排煙設備を設けること。 イ) 機能上支障のない部分は極力自然排煙とすること。

(2) 各施設の要求水準

① 園地・園路

ア 緑の広場

王子公園駅に隣接する利便性の高い場所に整備する「緑の広場」は、芝生広場を中心とした開放的な空間とし、駅、大学、動物園につながる公園の顔として、景観に十分配慮し、大学と一体となった高質で魅力的な空間を整備すること。

また、子どもの遊びや修景空間としての親水空間の整備や公園の玄関であることを踏まえたデザイン性の高い遊具等の設置、イベントに利用できる舗装スペースを確保し、別途、本市で整備するにぎわい施設（飲食）と併せて、王子公園に踏み入れたくなるような、わくわく感を感じられる、にぎわいのある空間とすることを重視する。

項目		要求水準
(A) 共通事項	①方針	<ul style="list-style-type: none"> ア) 広場空間（芝生空間・舗装スペース）、親水空間、園路、園地、休養施設（ベンチ・テーブル・東屋等）、トイレ、雨水貯留槽等で構成すること。 イ) 王子公園駅等、周辺から公園内の各施設や大学への円滑なアクセス動線を考慮すること。特に、阪急王子公園駅、JR 瀬駅など公共交通機関からのアクセス路は、開放的かつ快適で安全な動線経路を確保すること。 ウ) 既存の平面駐車場中心部にある 2 カ所の植樹帯にある大径木は景観木として、保存活用を原則とすること。 エ) 動物園エントランスのメインゲート北側には、別事業として動物園内外から出入りが可能な飲食施設を整備予定である。動線や施設の使い方を想定し、飲食施設を踏まえた広場の提案を行うこと。
(B) 広場	①芝生空間	<ul style="list-style-type: none"> ア) 天然芝とすること。 イ) 親水空間との一体性により、小さな子どもたちが安全に遊べる仕様とすること。
	②植栽	<ul style="list-style-type: none"> ア) 既存樹を活かしながら新植も行い、異常高温対策としても有効な緑陰を創出すること。
	③賑わい活用スペース	<ul style="list-style-type: none"> ア) マルシェやカフェなど日常的なにぎわい創出に資する空間を確保すること。 イ) 大規模なイベント開催時における各種プログラムやパフォーマンス等にも対応できるよう設えを検討すること。 ウ) 上記施設の配置を踏まえ、広場内各所の電気/ガス/水道等設備の引込について、本市と協議を行うこと。なお、水道・電気子メーターの設置等、イベント実施者の使用量が分かるようにすること。また、メーター等を設置する場合は操作性・景観へ配慮すること。
(C) 親水空間	①方針	<ul style="list-style-type: none"> ア) 子供たちが楽しく遊べる空間とともに、見ている人たちにやすらぎ空間としての癒し効果や夏の涼しさを与える、また公園の景観を美しく魅力的にする修景施設として整備すること。
	②給排水/循	<ul style="list-style-type: none"> ア) メンテナンス性に配慮すること。

項目	要求水準	
	環設備	イ) レジオネラ菌対策等、衛生管理に配慮すること。
	③盤面	ア) 小さな子供の利用を考慮した水深とすること。 イ) 転倒等に配慮した仕上げとすること。
	④その他	ア) 水盤：濾過循環方式およびかけ流し方式の経済性（維持費を含めたライフサイクルコスト）を比較検討し決定すること。
(D) 園路等	①動線	ア) 『緊急車両動線』は、管理車両の利用も前提とする。 イ) 『緊急車両動線』は、緑の広場内で幅員 2 m 分の歩行者通行機能が確保できれば、幅員 5.5 m としてかまわない。 ウ) 阪急王子公園駅・JR 瀧駅から動物園まで歩行者アクセス路を確保すること（幅員 6 m 以上）。 エ) ウ) の動線上には、動物園に向かうワクワク感を高める仕掛けを提案すること。
(E) トイレ	①仕様	ア) 木造とすること。 イ) 男子小 4 基、大 2 基、女子 4 基、バリアフリートイレ 2 基の穴数を最低基準とし、快適な環境を整備すること。 ウ) バリアフリートイレにはユニバーサルシートを設置すること。 エ) 大便器は通常便座とし、暖房・自動洗浄は不要とする。
(F) 雨水貯留槽	①仕様	ア) 災害時、マンホールトイレの必要水量を確保すること。 イ) 用途によって必要な水質を確保すること。
(G) その他	①その他	ア) 動物園ゲート南側壁面沿いにコベリン、モビリティポートを設置する空間を確保すること。設置は別事業とするため、詳細については本市・動物園と協議の上、決定するものとする。 ・コベリン：公園利用者用 15 台設置を想定（2 m × 9 m） ・モビリティポート（キックボード）：公園利用者用 10 台設置を想定（1.5 m × 6 m） イ) 動物園専用として 50 台程度の駐輪スペースを設けること。 ウ) 国旗掲揚台はゲート前に移設することとする。仕様については既存の掲揚台を参考とし、配置等は、付属資料 14 「王子動物園の配置/動線イメージ」を参照の上、計画すること。 エ) 水道・電気の引き込みは緑の広場で 1 引き込みとし、広場等で設ける子メーターはこの親メーター 2 次側に接続すること。

イ シンボルプロムナード

公園を南北に貫く緑地軸・景観軸となる歩行者優先の園路として、緑の広場や各施設と分断感のないシームレスな空間とともに、誰もが快適に歩けるように平坦部分や休憩スペースを充実させるとともに、桜の通り抜けルートの拡大に対応する桜の

植樹や四季折々の花と緑に囲まれた魅力的なプロムナードを形成する。

なお市道野崎線への車両の退出動線については、安全かつ円滑に車両が退出できるよう線形や歩道との乗り入れ部の形状に十分配慮するものとする。

項目	要求水準
(A) 共通事項	<p>ア) 魅力的な緑地軸・景観軸となる、歩いて楽しい魅力ある歩行者優先園路を整備すること。あわせて『緊急車両動線』を確保すること。</p> <p>イ) 既存樹木の保存活用や新たな桜及びその他の樹種の植樹などにより、緑の量と質の充実を図るとともに、周辺建造物の圧迫感の軽減を図ること。</p> <p>ウ) 縦断勾配連続する範囲においては、8%以下の勾配を基準とし、地形の状況等必要に応じて平坦部や休憩スペースを設置すること。</p> <p>エ) 隣接する動物園や大学等の各ゾーンとのつながりを感じられるよう、隣接ゾーンに対して開放感のある計画とすること。</p> <p>オ) 境界部の動物園柵については、全体を点検の上、必要に応じて補修、樹木の剪定を行うとともに全体を再塗装すること。</p>
(B) 動線	<p>ア) 管理車両の利用を前提とする。</p> <p>イ) 舗装材は通行する車両に必要な機能を満たしながら、景観に配慮したものとすること。</p> <p>以下は、立体駐車場以北のシンボルプロムナードに適用する。</p> <p>ウ) 駐車場アクセス園路および立体駐車場から車両が流入することから、歩行者の安全性を十分確保した幅員構成とすること。</p> <p>エ) 参考資料1「施設別検討図」に示す通り、道路線形を見直すこと。</p>
(C) 植栽	<p>ア) 動物園内の桜の通り抜けルートを維持することを前提とし、シンボルプロムナードも活用したルートとして、より魅力的な空間となるよう計画すること。</p> <p>イ) 快適な緑陰を確保するとともに、Living Nature Kobeなど、本市で取り組む高質な植栽の設えを提案に取り入れること。</p>

ウ みんなの広場

これまで「ちびっこ広場」と「わんぱく広場」で担っていた機能をさらに充実させ、また、広場を集約することにより、子どもから高齢者まで幅広い年齢層が利用でき、健康増進や体力向上にもつながる新たな遊具や、ボール遊びができる空間の確保など、近隣住民はもとより広域からも訪れたくなるような魅力的な広場を創出する。

項目	要求水準
(A) 共通事項	<p>ア) スタジアム西側に一体的なスペースとして広場を設けること。</p> <p>イ) 広場には、幼児・小学校低学年以下が遊べるエリアと小学校中学年以上が遊べるエリアをそれぞれ設置し、遊具やボール遊び等、幅広い年齢層が利用できる、健康づくり、体力作りに資する施設とし、近隣や広域からも訪れたくなるような空間を計画すること。</p> <p>ウ) 北側道路（市道野崎線）にアクセスできる動線を設けること。また、弓道場及びスタジアム南側東西園路にアクセスできる動線を設けること。</p> <p>エ) 既存樹木の活用など、緑陰の形成に配慮した快適な環境整備を行うこと。</p> <p>オ) 王子スポーツセンター（体育館）の東側擁壁の位置を西側に変更し、既存駐車場の一部を取り込むことで、みんなの広場ができるだけ広く確保すること。擁壁の詳細な位置については本市と調整の上、決定すること。</p> <p>カ) 市道野崎線の歩道環境（幅員等）の改善をすること。</p>
(B) 広場	<p>ア) 遊具を3基（インクルーシブ遊具含む）以上設置すること、うち複合遊具を1基以上設置すること。</p> <p>契約後、本市に遊具の種類を複数提案し、協議の上、選定するものとする。</p> <p>イ) 広場空間の設えは天然芝または人工芝を基本に検討し、特に遊具の周辺などはゴムチップ等落下した際の安全性にも配慮すること。</p>
(C) 3X3コート	<p>ア) 固定式ゴールとし、コートサイズは15m×11m以上とすること。</p> <p>イ) 床面：ハードコート</p> <p>ウ) コートの周囲には防球のため高さ3mのフェンスを設置すること。</p> <p>エ) フェンス内外の出入口を設置し、施錠可能なものとすること。</p>
(D) トイレ	<p>ア) 男子小2基、大1基、女子2基、バリアフリートイレ1基の穴数を最低基準とし、快適な環境を整備すること。</p> <p>イ) バリアフリートイレにはユニバーサルシートを設置すること。</p> <p>ウ) 大便器は通常便座とし、暖房・自動洗浄は不要とする。</p> <p>エ) 屋外に施錠可能な防滴コンセント（1か所）を設置すること。なお、このコンセントは電力を計量出来るようにすること。</p>

エ 多目的広場

スタジアム東側に整備する「多目的広場」は、スタジアムやシンボルプロムナード、緑の広場と一体となり、北側のエントランス部分としてふさわしい修景を行うとともに、ラジオ体操等ができる広場やスタジアム利用者向けの滞留空間、大型車両の駐車スペース等、シーンに併せた様々な利活用が可能な広場とする。

項目	要求水準
(A) 共通事項	<p>ア) シンボルプロムナード東側に、休憩スペースやラジオ体操等の利用をはじめ、シーンに合わせた利用が可能な多目的広場を整備すること。</p> <p>イ) 「緑の広場」や「シンボルプロムナード」と調和したデザインとすること。</p> <p>ウ) 既存樹木の活用など、緑陰の形成に配慮した快適な環境整備を行うこと。</p>

項目	要求水準
(B) 仕様	<p>ア) 広場空間の設えは天然芝または人工芝を基本に検討し、特に遊具の周辺などはゴムチップ等落下した際の安全性にも配慮すること。</p> <p>イ) 給水・排水・電気はスタジアムより分岐し、使用すること。</p> <p>ウ) ストレッチやトレーニング、リラクゼーション機能を一連で利用できるよう健康遊具を10基程度設置すること。</p>

オ 駐車場アクセス園路兼遊歩道

駐車場へのアクセスとして安全な動線を整備するとともに、単なる入庫動線ではなく、高質な遊歩道として魅力的な空間とすること。

項目	要求水準
(A) 共通事項	<p>ア) 市道阪急沿線から立体駐車場への進入及びシンボルプロムナードに抜ける駐車場アクセス園路として、車道及び遊歩道を整備すること。</p> <p>イ) 車道及び遊歩道を整備し、歩車分離を行うこと。ただし、立体駐車場へ入るための接続部分等、一部園路については、車道のみとすることができる。</p> <p>ウ) 既存樹木をできるだけ活かすため、線形に配慮すること。なお、遊歩道部では歩行者の通行に支障のない範囲で既存樹木を残置させてもよいこととする。</p>
(B) 乗入れ (市道阪急沿線)	<p>ア) 市道阪急沿線から駐車場アクセス園路へ進入する乗入れ付近は、歩行者の安全確保のため視認性を確保すること。</p> <p>イ) 市道阪急沿線から駐車場の空き状況が分かるよう、駐車場アクセス園路への乗入れ部付近の公園敷地内に満空表示を設置すること。</p> <p>ウ) 公園利用者以外の車の誤進入を防ぐため、公園敷地内に駐車場入口であることが分かるサインを設置すること。</p>
(C) 園路	<p>ア) 園路の機能として、一般の来園車両が通行できる幅員は3.0m、歩行者が通行できる遊歩道の幅員は5.5m（中原橋以北の遊歩道の幅員は3.5m）程度とする。そのうち、遊歩道の2.5m部分は緊急時に車両が通行できる仕様とすること。</p> <p>イ) 防護柵やボラード等、交通安全と景観に配慮した歩車分離の動線形成を行うこと。なお、神戸市立原田児童館付近は、子どもの往来が多いことから十分に留意すること。</p> <p>ウ) 一般の来園車両が通行できる範囲は、ハンプなどにより、車両速度の上がらない仕上げとすること。</p> <p>エ) 園路の舗装材については、車両が通行する部分、歩行者が通行する部分、それぞれの機能を満たしながら、景観に配慮したものとすること。</p> <p>オ) 遊歩道部のうち緊急車両が通行する範囲の舗装は、遊歩道の舗装と一体感のある舗装材を採用すること。</p>
(D) 降車スペース	<p>ア) 立体駐車場の南側と大学敷地の間に、大型バスの降車スペースを整備すること。</p> <p>イ) 降車スペースは、バス利用者が一定数滞留できる空間を確保すること。</p>

カ 川沿い園地

項目	要求水準
(A) 共通事項	<p>ア) 青谷川沿い（市道阪急沿線～天城橋）に快適な緑陰のある園路、園地及び休憩施設を整備すること。</p> <p>イ) 豊かな自然を感じられるよう、緑の質と量を確保するとともに、安全安心に配慮した空間を形成すること。</p>
(B) 遊歩道	<p>ア) 川沿いに現況の幅員程度の遊歩道を確保すること。</p> <p>イ) 全範囲において美装化を図り、河川側の転落防止柵を更新すること</p> <p>ウ) 適切な場所に休憩施設を配すなど、人にやさしく利用促進につながるよう計画すること。</p> <p>エ) 快適な緑陰を確保するとともに、ヒーリングガーデンなど、本市で取り組む高質な緑化空間整備を参考に提案すること。</p>

キ スタジアム南側東西園路

項目	要求水準
(A) 共通事項	<p>ア) 獣舎（北園）撤去後は、一般供用部（動物園敷地外）として整備する。ただし、管理車両の通行を前提とすること。</p> <p>イ) 最西端部は、動物園に大型車が搬入するために既存の門扉を活用すること。</p> <p>ウ) 登山研修所前に歩行者の通行空間の確保が困難な場合は、動物園への大型車（50t ラフタークレーン程度）搬入が可能となる範囲で変更する提案はよいものとする。詳細は、付属資料 16 「スタジアム南側東西園路の取り合い」を参照すること。</p>
(B) 境界柵	<p>ア) 獣舎（北園）撤去に伴い、王子動物園の区域が変更されるため、動物園とスポーツゾーンの境界に柵（鉄柵：H=2.0m）を設けること。整備する時期については、本市・動物園と調整すること。</p> <p>イ) 柵のデザイン・色に関しては既存の動物園敷地境界にある柵と同程度とすること。</p>

② 動物園エントランス

項目	要求水準
(A) 共通事項	<p>ア) 既存ゲートの南東に新たなメインゲートを整備し、メインゲートより動物園内側（有料ゾーン）をエントランス広場（3,600 m²程度を想定）として整備すること。</p> <p>イ) メインゲートは、物販店や園内トイレを併設すること。レイアウトは来園者動線を考慮すること。</p> <p>ウ) 動物科学資料館南側に、出口専用及び再入場用の北ゲートを整備すること。</p> <p>エ) 上記、想定する位置及び範囲等は付属資料 14 「王子動物園の配置/動線イメージ」を参照するものとし、詳細は契約後に本市・動物園と協議の上、決定することとする。</p> <p>オ) メインゲートは、可能な限り、緑の広場と同時期のオープンに努めること。</p>
(B) メインゲート	<p>ア) メインゲートは 2 m × 3 レーン、及び幅員 3 m の予備通路を確保し、全天候対応型とすること。なお、チケット読み取りシステムは別事業による発注とし、各レーンに読み取り装置設置を想定すること。詳細は</p>

項目	要求水準
	<p>契約後に本市・動物園と協議の上、決定するものとする。</p> <p>イ) メインゲート園外部は、隣接する緑の広場に 1,000 人程度が滞留できる空間を確保すること。なお、ゲート付近に滞留する人数を考慮し、大屋根を設置する等、暑さ対策を講じること。また、入場前に各種情報を得られるよう、多様な掲示板等の情報発信機能を設けること。</p> <p>ウ) ゲート付近（園内側）には、来園者がイベント情報や観覧マナー等の情報を得られる空間を創出すること。また、その空間には、各種情報を発信する掲示板や、モニター（1か所、50 インチ以上）を設置すること。詳細は、本市・動物園と協議すること。</p> <p>エ) メインゲートには、以下の各種機能を配置すること。なお、設置機器等については、既存設備等を参考に計画すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・案内所：券売窓口及び案内ブースと兼用（2窓口）し、ゲートに併設すること。 ・券売機：本市で 3 基調達するため、設置場所を確保すること ・園内案内ブース：1 ブース設置すること。 ・園内案内ブース付近にベビーカーや大型スーツケース等の荷物預かり置き場を設置すること。 ・救護室／迷子保護対応室：カーテン等の仕切りにより、2 空間構成可能なものとすること。 ・1 F に物販店及びトイレ、2 F に会議室、スタッフ控室を設置すること。 ・トイレ：男女、子ども用、バリアフリートイレを設置するものとすること。便器数は現状以上とし、その他、授乳室、ベビーベッドを設置すること。 ・会議室：可動式仕切りにより 2 空間に仕切りが可能なものとすること。 ・倉庫を確保すること。 ・コインロッカー：既存（大型 12 台、小型 40 台）を流用可とする。 ・ゲートの通信用に光回線（1 回線）の引き込みができるよう、空配管・MDF 盤を設けること。 <p>オ) メインゲート北側には、別事業として動物園内外から出入りが可能な飲食施設を整備予定である。敷地範囲及び工事期間中の取り合いについては、契約後に本市・動物園と協議の上、定めるものとする。その敷地として 300 m²程度を確保した計画とし、動線や施設の使い方を想定し提案すること。</p> <p>カ) メインゲートには、市道長田楠日尾線から侵入できる幅員 5 m 以上の管理車両用ゲートを設けること。</p> <p>キ) 電源は動物園内にある第 1 キュービクル（遊園地南側）より送ること。</p> <p>ク) 王子動物園の名板については、新調するものとし、来園者の期待感を高めるデザインとする。詳細については、契約後、本市と協議の上決定するものとする。</p>
(C) エントランス広場	ア) メインゲートより動物園敷地側にエントランス広場（約 3,700 m ² 程度を想定）を整備すること。

項目	要求水準
	<p>イ) 集合・記念写真が撮影可能な空間（屋外／50人程度）として写真スポットを確保すること。</p> <p>ウ) テーブルやベンチ等の休憩施設について、避暑対策を講じた上で、適宜配置すること。異常高温対策として、主要な動線にはミスト等を配置すること。</p> <p>エ) 植栽の配置に合わせて適宜、（自動）灌水設備を整備すること。</p> <p>オ) 夜間照明を設置すること。公園内の園地と設えを合わせること。</p>
(D) 北ゲート	<p>ア) 動物科学資料館南側に出口専用及び再入場用の北ゲートを設置すること。一部シンボルプロムナードの西側植栽帯区域も活用することを可とする。</p> <p>イ) 北ゲートに設置するシステムは、メインゲートの券読み取り機等のシステムと連動させるものとする。ただし、システム等の設置については別事業で行う。メインゲート・北ゲート間の通信線用の空配管は本事業にて設置すること。</p> <p>ウ) ゲートは、幅員2m×2レーン及び3mの予備通路を確保し、建築物とすること。なお、チケット読み取りシステムは別事業による発注とし、幅20cm×奥行120cm×高さ90cm程度の機器設置を想定すること。詳細については本市・動物園と協議の上、決定するものとする。</p> <p>エ) 北ゲート棟の建屋に物販店、案内所を配置すること。案内所付近には、各種情報を発信するモニター（1か所、50インチ以上）を設置すること。詳細は、本市・動物園と協議すること。</p> <p>オ) 電源は動物園内にある第4キュービクル（動物科学資料館内）より送ること。</p> <p>カ) ゲートの通信用に光回線（1回線）の引き込みができるよう、空配管・MDF盤を設けること。</p>
(E) 物販店	<p>ア) メインゲート、北ゲート物販店の内装はスケルトン渡しとする。ただし、空調設備・換気設備・照明設備・給排水設備は準備すること。</p> <p>イ) 飲み物等を販売出来るよう給水・排水設備を設けること。</p> <p>ウ) POS端末等の通信回線用に光回線（1回線）の引き込みができるよう、空配管・MDF盤を設けること。</p>

③ スタジアム

項目	要求水準
(A) 共通事項	<p>ア) サッカー・アメリカンフットボールの公式試合及び大会が開催できるスタジアムを整備すること。</p> <p>イ) 六甲山の山並みを背景とした公園全体の景観と調和するよう、また、北側から見た景観や環境に配慮し、建物の高さやデザイン等（視線の抜けや壁面の分節、外装材、壁面緑化、周辺の植樹、セットバック等）を計画すること。壁面緑化を提案する場合は維持管理に配慮すること。</p> <p>ウ) 「官庁施設の基本的性能基準及び同技術基準」、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づき、以下の耐震性能を確保すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造体安全性：II類 ・建築非構造部材耐震安全性能：B類

項目	要求水準
	<ul style="list-style-type: none"> ・建築設備の耐震：乙類 <p>エ) ZEB Oriented 相当以上とする。 (BEI (再生可能エネルギーによる削減量を含めない) ≤ 0.6)</p>
(B) 競技エリア	<p>ア) サッカー・アメリカンフットボールの公式試合及び大会を開催する。また、ラグビー・グラウンドゴルフ・ラクロス等の競技や陸上競技の練習に利用する。</p> <p>(想定している大会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サッカー：中学生体育連盟の大会、県競技団体が実施する社会人を対象とした大会 ・アメリカンフットボール：社会人Xリーグ公式戦、関西学生アメリカンフットボール連盟公式戦 <p>イ) トラックとフィールドの舗装材は全天候舗装とし、走路は 400m \times 4 レーンとする。走路の幅員等、他の基準は第3種公認競技場の基準以上とするが、インフィールドについては人工芝すること。芝生サイズは現在の王子スタジアムに準じて 118m \times 76m 以上とする。ただし、プレーに支障の無い範囲は一部トラックに掛かっても差し支えない。</p> <p>ウ) 以下の仕様は、日本陸上競技連盟「競技場に関する規定、細則」に準ずるものとすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全天候型トラック：400m \times 4 レーン（一部スタンド下部を通すことも可。1 レーンの幅は 1.220m とする。） ・跳躍競技用砂場：走り幅跳び及び三段跳びを想定 ・投てき用砂場：砲丸投げを想定 ・その他：走り高跳び、100m走、110mハードルを実施可能な施設とすること。 <p>エ) 陸上トラックは単心円とし、直走路は1辺 80.0m とする。直走路を活用し 100m走及び 110mハードル走の走路を 4 レーン設けること。</p> <p>オ) トラック競技全般 (100m、200m、300m、400m、800m、1500m、3000m、5000m、10000m)、ハードル競技全般 (80m、100m、100m中学女子、110m、400m)、リレー競技全般 (4 \times 100m、4 \times 200m、4 \times 400m、1000mメドレーリレー) に対応できるよう、スタートやハードル等の位置に標識タイル・マーキングを入れること。</p> <p>カ) 走り幅跳び、三段跳びの助走路及び砂場ピットを1か所設置すること。</p> <p>キ) 走り幅跳び、三段跳びの踏切位置がわかるよう、砂場ピットから 2 m、9 m、10m、11m、13m の位置に踏切板を設置すること。</p> <p>ク) 砲丸投げサークル、ピットを1か所設置すること。</p> <p>ケ) 走り高跳びの競技用スペースを設けること。</p> <p>コ) ロングパイル人工芝は、長さ 60mm、肉厚 350 μm 以上の製品で実績のあるもの、耐久試験において走行回数 10 万回以上の耐摩耗性能が確保できるもの、JFA ロングパイル人工芝製品検査完了証が発行されたものとする。</p> <p>※上記の数値以下であっても、同等の製品以上の耐久性、プレー性能等を備える製品の提案は可とする。</p>

項目	要求水準
	<p>サ) 人工芝の保証は7年間とし、補修に関する確約書を提出すること。</p> <p>シ) 人工芝からマイクロプラスチックの発生・流出を抑制する措置を取るなど、環境に配慮するよう工夫すること。</p> <p>ス) サッカーコートの寸法は105m×68mとすること。</p> <p>セ) サッカー及びアメリカンフットボール用のラインを明示すること。</p> <p>ソ) アメリカンフットボール用ゴール及びラグビー用ゴールは兼用とし、競技ごとに抜き差しできるための基礎を設置すること。</p> <p>タ) サッカー用コーナーフラッグ及びラグビー用コーナーフラッグは、競技ごとに抜き差しして設置できるようにすること。</p> <p>チ) フィールドは凹凸が無く平坦で、水はけの良い計画とすること。</p> <p>ツ) 競技エリア付近に、日射を遮ることが可能なスペースを設けるなど、熱中症対策を講じること。</p> <p>テ) 旗掲揚柱を3本設置すること。</p> <p>ト) スパイク洗浄用の設備の他、清掃用流し、利用者の利便性を考慮して、給水設備を設置すること。</p>
(C) 配置計画	<p>ア) 全ての競技者、運営関係者が安全かつ円滑に移動できるようにすること。</p> <p>イ) 一般観客入口とは別に、選手や役員など関係者用入口を設けること。</p> <p>ウ) 競技用器具等の搬送、清掃・メンテナンスを円滑に行うことができるよう計画すること。</p> <p>エ) 想定する施設利用、各種イベント開催時及び準備期間に災害が発生した場合に、競技エリア上及び施設内の全ての利用者が施設外へ安全かつ円滑に避難できるよう計画すること。</p> <p>オ) 入退場時の観客の往来が円滑になるように、最大収容人員に応じた滞留空間と動線空間を確保した計画とすること。また、災害時の観客の避難並びに、消防及び救援活動に支障が無いように計画すること。</p> <p>カ) 適切な日照、通風等を確保するとともに、周辺地区に日照阻害、風害、砂塵、騒音、光害等による悪影響を及ぼさないように計画すること。</p> <p>キ) 競技環境及び観戦環境に適した配置及び屋根形状を計画すること。</p>
(D) 動線計画	<p>ア) 観客、競技者、メディア及び施設管理者等、様々な利用者の動線の分離と機能性に配慮した計画とすること。各機能については、本書及び付属資料11「諸室リスト」を参照すること。</p> <p>イ) イベント時の入場待機列やトイレへの行列を考慮し、それらと各種動線が交差しないように計画すること。</p> <p>ウ) イベント時に運営関係者が各スタンドにおいて円滑に移動できるように、通路、階段、エレベーター等を適切に計画し、利便性に配慮すること。</p> <p>エ) 敷地内に乗り入れる車両の動線と人の動線に注意し、歩車分離を原則として、車、歩行者相互の安全を確保する。また、災害時の緊急車両乗り入れに配慮した進入路を確保すること。特にスタジアム東側から競技エリアへの緊急車両の進入路を確保すること。</p>

項目	要求水準
	<p>オ) 器具庫への道具・機材搬出入ルート、ごみ収集車用ルート等を適切に確保すること。</p> <p>カ) 関係者用駐車場は、想定利用者である競技者、メディア等の利便性に配慮して適切な位置に計画すること。また、防犯や管理のし易さにも配慮すること。</p> <p>キ) 屋内外を問わず、必要な設備メンテナンス経路を確保すること。</p> <p>ク) イベント時の設営及びメンテナンスの為に、スタンド最上段及び屋根架構への搬出入経路を確保すること。</p> <p>ケ) 入退場時やイベント休憩時、避難時などに、混雑する時間帯においても安全で円滑な移動が出来るように、流動シミュレーション等を活用して、通路や出入口、滞留スペース等を適切に計画すること。</p> <p>コ) 市民の日常にも利用できる一般開放の時間帯を設定するため、その際の競技エリアへの入退場の経路を確保すること。</p>
(E) 観覧関連施設	<p>ア) 観客席は、現在のスタジアムと同規模の3,000席（南側をメインスタンドとして2000席以上2500席以下、北側のスタンドは500席以上1000席以下）を整備すること。</p> <p>イ) 将来の席数拡張案についても提案すること。</p> <p>ウ) 車いす使用者用座席は座席数の0.5%以上を南北に分散して設けること。（バリアフリー法に準拠すること）</p> <p>エ) 屋根・壁・吸音材による防音対策を実施すること。</p>
(F) 競技関連諸室	<p>ア) 全ての競技者及び関係者が競技に集中できて、安全で快適な競技に関係する機能を整備すること。</p> <p>イ) チーム用更衣室は80m²程度を4室確保すること。1室あたり、65m²程度の更衣スペースの他、シャワースペース4か所、トイレを設けること。ただし、会議室としても利用できるようにすること。</p> <p>ウ) サブ更衣室は2室確保し、会議室としても利用できるようにすること。</p> <p>エ) チーム事務所を計3室確保すること。</p> <p>オ) 来賓室や会議室等にも使用できる多目的室を1室確保すること。</p> <p>カ) 審判室を客席後方、フィールドが一望できる位置に確保すること。</p> <p>キ) 審判員更衣室として1室確保すること。ただし、会議室としても利用できるようにすること。</p> <p>ク) スポッター室として客席後方、フィールドが一望できる位置に計2室確保すること</p> <p>ケ) 運営本部室は、室内からフィールドが確認でき、かつ、フィールドへの出入口に近い位置に配置すること。ただし、会議室としても利用できるようにすること。</p> <p>コ) 記録室として、客席後方、フィールドが一望できる位置に1室確保すること。</p> <p>サ) 場内放送室として、客席後方、フィールドが一望できる位置に1室確保すること。</p> <p>シ) 倉庫を確保し、付属資料10「什器・備品リスト」の【スタジアム】に記載している備品を収納できるものとすること。</p>
(G) 管理・運営関連諸室	<p>ア) 安全かつ円滑な大会運営が可能な、大会運営に関連した場内放送や記録等の必要機能を整備すること。</p>

項目	要求水準
	<p>イ) 陸上競技場の機能を維持し、必要な性能を十分に発揮するために必要な保守・メンテナンス、備品管理等の管理機能を、効率的で経済的な計画により整備すること。</p> <p>ウ) 観客、競技者、運営関係者等の全ての利用者にとって、十分な安全性が確保され、安心して利用できる為の防災警備機能を整備すること。</p> <p>エ) 管理事務所を入口付近に設置すること。</p> <p>オ) 医務室を確保すること。</p> <p>カ) 備蓄倉庫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「神戸市災害時物資供給マニュアル」に示す現物備蓄物資を保存する倉庫を1階に設置すること。 ・外部に面して出入口を設置すること。 <p>キ) 保管倉庫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1階に配置する室を「神戸市災害時物資供給マニュアル」に示す一時保管倉庫としても使用できるように計画すること。 (50 m²程度)
(H) メディア 関連諸室	<p>ア) 実況放送室として、客席後方、フィールドが一望できる位置に1室確保すること。</p> <p>イ) 記者室として、客席後方、フィールドが一望できる位置に1室確保すること。</p> <p>ウ) 開催する競技に応じた多様なメディア関係者等が安全かつ円滑に活動、情報発信する機能を整備する。電源を多数設けること。</p> <p>エ) メディア、競技団体が利用可能なネットワーク回線をすること。</p> <p>オ) セキュリティに配慮し、施設運営・観客等でネットワーク構成機器を共用することの無いように区分すること。</p> <p>カ) 全ての利用者が快適なネットワーク環境を利用可能な高密度Wi-Fi設備（機器は運営事業者により設置）のための空配管を整備すること。</p>
(I) 仕上げ計 画	<p>ア) スタンド段床下の室内に漏水しないように、適切な防水処理を施すこと。</p> <p>イ) 座席は、耐久性に優れた素材等を採用し、故障や破損時に容易に交換可能なものとすること。また、段床に固定すること。</p>
(J) サイン計 画	<p>ア) 全てのエントランス付近には、ゲート番号及び総合案内板を設けること。</p> <p>イ) 全ての諸室の入口には、室名板を設けること。開催内容で室名が異なる諸室については、切替え表示を可能とすること。また、イベントに応じて用途や使用者の表示が必要な室については、それらを表示する機能を備えること。</p> <p>ウ) 各階の階段及び昇降機の出入口付近には、階数表示及びフロア案内板を設けること。</p> <p>エ) エレベーターのカゴ内には、各階の構成が分かるサイン表示を設け、表示内容の変更にも対応できるように計画すること。</p> <p>オ) 駐車場の案内サイン及び誘導サインは、利用者が正確に認識し、円滑に移動できるように、適切な位置・大きさ・方法により表示すること。</p>

項目	要求水準
(K) 電気設備	<p>ア) 負荷系統に適した変圧器構成とすること</p> <p>イ) 変電設備は屋内閉鎖式（屋内キュービクル）とし、保守、増設スペース等を確保すること</p> <p>ウ) 負荷系統に適した変圧器構成とすること</p> <p>エ) オイルレス化、省エネルギーを考慮した機器を選定すること</p> <p>オ) 保安用コンセントは、保安用発電設備の電源回路とし、停電時に保安用発電設備から電源が供給されるよう計画する。保安用発電設備の負荷は、災害時の停電対応にあたっては、帰宅困難者を受け入れるための会議室等のコンセント並びに全体の5割程度のトイレで使用する電力とする。</p> <p>カ) 倉庫内に業務用製氷機（3φ 200V）を設置すること。</p> <p>キ) 災害時用自家発電機を設けること。保安用負荷を10時間稼働できることとする。</p> <p>ク) 電話は各室に内線電話を設置し内線・外線通話が出来るようにすること。</p>
(L) 照明設備	<p>ア) 管理事務所にて、競技場の全ての照明を一括管理可能なシステムとすること。コンコース、観客席、トイレ（観客席）等においては、一括点灯・消灯及びタイマーによるスケジュール制御を行う為の照明制御設備を整備する。開催競技に応じた照明の切り替えが容易にできること。</p> <p>イ) フィールド用照明を除く高所等に設置する器具は、自動昇降機能等によりメンテナンス性と更新性に配慮すること。</p>
(M) 競技用照明設備	<p>ア) 夜間利用を想定した照明設備を整備すること。</p> <p>イ) 周辺環境への光漏れについては、「光害対策ガイドライン」を参考に配慮し、フィールド内だけを集中して照らせる指向性に優れた機器の導入や配置とすること。</p> <p>ウ) 照明点灯時のトラック及びフィールド内の平均照度は300lx以上とすること。</p> <p>エ) 競技者及び観客の視環境に配慮して計画すること。</p> <p>オ) 基準照度はJISZ9127:2020 スポーツ照明基準を満たすこと。ただし、「5.1 テレビジョン撮影の要件」は除くものとする。 「5.2 特定の運動競技の照明要件」は、フィールド内においては表5の「サッカーー屋外－運動競技の区分Ⅱ」、トラックをはじめとする陸上競技の競技エリアにおいては表6の「運動競技・陸上競技－屋外－運動競技の区分Ⅱ」を満たすものとする。</p> <p>カ) 競技用照明器具は、LED照明器具とし、色温度5,600K以上とすること。</p> <p>キ) 利用実態を踏まえ、競技エリアの照度は最低4段階で点灯可能とし、パターン制御できるように整備すること。</p> <p>ク) 基本設計及び実施設計時において、競技用照明器具を選定後に照明シミュレーションにより性能検証を行うこと。また、競技用照明器具の施工後に実測による確認の上、上記の基準に適合するように調整を行うこと。</p>

項目	要求水準
(N) 情報表示設備	<p>ア) 情報表示設備として、デジタルサイネージを設置できるよう配線ルートを整備すること。</p> <p>イ) 競技エリア及び各観客席から時刻が確認できるように、時計を適切な位置・サイズ・表示方式・台数にて計画すること。</p> <p>ウ) 親子時計として、親時計は管理事務所内に設置し、各諸室には子時計を設置して、誤差を自動的に修正できるようにすること。</p>
(O) 競技用放送設備	<p>ア) 非常放送兼用とし、消防法に準じて計画すること。</p> <p>イ) 放送エリア区分は、利用ゾーンに応じて設定すること。</p> <p>ウ) 必要箇所にはローカル映像音響設備を計画し、カットリレーを設けること。</p> <p>エ) 音響設備は周辺環境に配慮し、発生する音が兵庫県条例に定める騒音の規制基準、公園敷地境界で昼間 55dB を遵守できるよう計画すること。なお、現在の競技場騒音測定結果（参考資料3「既存スタジアム騒音調査測定結果」）より観客席での発生騒音および設置する音響機器を想定し規制値(55dB/La5)を遵守すること。</p> <p>オ) 基本設計時、実施設計時及び施工時の設置前に、適時音響シミュレーションによる性能検証を行うこと。施工後には実測により性能確認すること。</p> <p>カ) 競技用放送設備と一般放送設備は、一体の設備として計画することを可とする。</p> <p>キ) 競技用放送設備は、各諸室にて音量調整できるようにすること。非常放送時には、スタジアム用音響の音声を自動的に遮断し、各諸室の音量調整に関わらず、確実に聞こえるように計画すること。</p> <p>ク) 観客席用放送設備のスピーカーは、指向性制御されたスピーカーとし、スタンド全体をカバーするように計画すること。</p> <p>ケ) 観客席用放送設備の音声伝送性能については、IEC 60268-12:2020に基づく STI 評価で 0.45 以上となること。</p> <p>コ) 場内全体で、音のズレやムラ等が無いように計画すること。</p> <p>サ) 放送装置の本体設備は場内放送室に設置し、全体のスピーカーを個別に制御可能な計画とすること。</p> <p>シ) 競技エリア内は可搬式の仮設用自立式スピーカーが場内で容易に使用できること。</p> <p>ス) 調整室から競技エリアへの仮設音響への対応として、アナログマルチコネクタ（24 センド程度）、デジタル（RJ-45）配線をそれぞれ 1 回線以上用意すること。また、併せて競技エリアにコンセント回路を 4 回路以上用意すること。</p> <p>セ) 各室には必要に応じてアッテネーターを計画し、音量を変えられること。</p>
(P) 電光掲示板	<p>ア) 大会利用を想定し、電光掲示板を設置すること。</p> <p>イ) アメリカンフットボール・サッカー等の試合時間・得点を表示することができるものとすること。</p> <p>ウ) アメリカンフットボール・サッカー等のチーム・得点・試合時間等を表示できるものとし、スタジアム客席から文字等が目視で読み取り可能なものとすること。</p> <p>エ) 全ての観客が表示を視認できて、文字が読みやすくなるように、</p>

項目	要求水準
	<p>適切な位置・画面寸法・表示方法により設置すること。電光掲示板のサイズは縦4.6m×横8.4m程度とすること。</p> <p>オ) 災害時に避難誘導する為に、火災報知設備と連動した避難誘導表示が行えるようにすること。</p> <p>カ) 効率的なメンテナンスや更新性に配慮すること。</p>
(Q) 自動火災報知設備	<p>ア) 自動火災報知設備は総合操作盤とし、感知器は発報場所が特定できる方式とすること。感知器が発報の際には、受信機の画面平面図上に発報した感知器の位置をポップアップで表示すること。また、非常放送と連動し、非常放送により警報を発すると同時にスタジアム内の映像装置に発報の信号を発信すること。</p>
(R) 警備関連設備	<p>ア) 機械警備設備の設置にあたっては、管理事務所にて一元管理（警備状況の監視及び入切）を行い、管理事務所にて確認できる計画とすること。</p> <p>イ) 外部及び内部（観覧席を含む）の場内各所の状況把握の為に、各出入口、スタジアム外周部、建物の死角となる部分など、効率的に監視カメラを設置し、利用者の安全に配慮して計画すること。また、管理事務所にて一元管理（監視及びカメラのコントロール）を行い、管理事務所及び運営本部室にてモニター等で確認できる計画とすること。これらの画像を録画できる計画とし、データの保存は2週間以上とすること。</p> <p>ウ) 管理事務所に、監視カメラのモニター、インターホンの親機等の総合複合盤を全て設置すること。</p> <p>エ) 非常通報装置を管理事務所に設置すること。</p> <p>オ) セキュリティ計画に基づいて、各利用者のエリアを区分し、セキュリティ機器の配置を想定して配線ルートを整備すること。</p> <p>カ) 入場ゲートは、チケット確認ゲートの設置位置を想定して計画すること。ゲートは4レーンとし、内1レーンは車いすでの通行に対応したものとすること。</p>
(S) 昇降機設備	<p>ア) 運搬方法、障がい者等の移動に留意し、必要と考えられる台数を提案すること。</p> <p>イ) 観客席・競技エリアから外部に通行する際に利用する昇降機はストレッチャー対応とすること。</p>
(T) トイレ	<p>ア) トイレは大会や各種イベントの開催時にも円滑に利用できるよう、適切な場所・器具数を設置すること。各種衛生設備の選定にあたり、災害時等、停電時の使用を想定し計画すること。</p> <p>イ) 照明の人感センサーを設置すること。</p> <p>ウ) 洗面器はカウンター型とすること</p> <p>エ) 大便器は温水洗浄式暖房便座を設置すること。また、停電時には、手動でも排水が可能なものとすること。</p> <p>オ) バリアフリートイレは、多様な利用者（車いす使用者、オストメイト、高齢者、要介助者、乳幼児連れなど）に対応した設備を設ける他、ユニバーサルデザインに配慮し、誰もが使いやすい器具を選定すること。</p> <p>カ) 器具数について、SHASE-S 206-2019に基づき、適切な便器数を設置すること。</p>
(U) 空調設備	<p>ア) 管理事務所にてすべての空調機の制御を行うことができること</p>

項目	要求水準
(V) 雨水貯留槽	<p>ア) 災害時、トイレの洗浄水として使用できるよう計画すること。</p>
(W) その他	<p>ア) スタジアムは有事の際にはヘリコプター離着陸場として活用し、物資集積配達や救援活動の拠点として機能するよう、計画すること。</p> <p>イ) 災害時に臨時ヘリポートとして利用できるよう、62m角の空地を「地方航空局における場外離着陸許可の事務処理基準」(以下、「航空局基準書」という。)に基づき確保し、照明柱等がヘリコプターの進入区域の支障とならないよう考慮すること。</p> <p>ウ) 兵庫県のヘリコプター臨時着陸場適地に最大対応機種「川崎CH-47J」として指定可能な仕様となるよう、航空局基準書等の条件を遵守すること。</p> <p>エ) 災害時にスタジアムを支援拠点(物資保管・荷捌きに利用)及び臨時ヘリポート等として利用することを想定し、災害対策用車両の進入経路を確保すること。</p> <p>※幅2.5m高さ3.8mの車両が通行できるように計画すること</p> <p>オ) 競技エリア内に物資搬入を想定し10トントラック等の出入口を2カ所設けること。</p> <p>カ) 救急車、消防車等の緊急車両が、競技エリア内に直接アクセス可能な構造とすること。</p> <p>キ) 自動体外式除細動器(AED)を設置すること。また、標識により設置場所を明示、誘導すること。</p> <p>ク) スタジアム東側の外構にスタジアム利用を想定した観光バス3台(内1台は一時停車)及び動物園利用の大型バス5台程度を想定した舗装部分を設けること。(動物園利用の大型バス5台については本市と協議の上、多目的広場に設けることも可とする) また、駐輪場を20台設けるとともに、シーンに合わせて臨時の駐輪スペースも想定し、舗装部分を設けること。</p> <p>ケ) 市道野崎線の歩道環境(幅員等)の改善をすること。</p>

④ 登山研修所

項目	要求水準
(A) 方針・意匠	<p>ア) 登山研修所は、登山の健全な普及・発展、安全登山の啓を目的とし、登山技術の研究と研修、スポーツクライミングの競技力向上を図るために施設として、今回の再整備で更新することとし、より多くの市民に利用してもらえる施設を目指すこととする。</p> <p>イ) 六甲山の山並みを背景とした公園全体の景観と調和するよう、建物の高さやデザイン等(外装材、壁面緑化や周辺の植樹、セットバック等)に配慮した計画とすること。壁面緑化を提案する場合は維持管理に配慮すること。</p> <p>ウ) 既存登山研修所の解体は新登山研修所への移転後に行うものとする。(移転期間として1ヶ月を見込むこと)</p> <p>エ) 「官庁施設の基本的性能基準及び同技術基準」、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づき、以下の耐震性能を確保すること。 ・構造体安全性：Ⅱ類 ・建築非構造部材耐震安全性能：B類</p>

項目	要求水準
	<ul style="list-style-type: none"> ・建築設備の耐震：乙類 オ) ZEB Oriented 相当以上とする。 (BEI（再生可能エネルギーによる削減量を含めない）≤ 0.6) カ) 大学への敷地売却に伴うインフラ（給排水、ガス、電気）の振替えは本市で行う。（別途工事）
(B) 仕様等	<p>ア) 人工岩場やスポーツクライミングウォールを併設するなど、既存の登山研修所の機能を確保すること。</p> <p>イ) ユニバーサルデザインに配慮した計画とすること。</p> <p>ウ) 研修所建物の階数は4階を限度とし、延床面積600 m²以上を確保すること。</p> <p>エ) 設計にあたっては、競技団体の意見を踏まえて決定することとする。</p> <p>オ) 研修所建物に以下の諸室を確保すること。また利用のしやすさを考慮した配置とすること。</p> <p>　玄関ロビー／図書閲覧室（玄関ロビーと共用でも可）／事務室／ボルダールーム／更衣室／集会室：大・中・小／倉庫（事務所及びボルダールーム、集会室（大）の備品収納）／書庫（閉架式書棚を含む）／給湯室</p> <p>カ) ボルダールームには、ボルダー競技用のウォールを設置すること。 (ボルダー競技用のウォール) <ul style="list-style-type: none"> ・ウォールの高さは4.0m（マット厚さを含む）とし、ウォール上端から天井までのクリアランスを1.0～1.5m確保すること。 ・ウォール用パネルは木製合板（厚さ18mm以上）を使用し、表面は塗装仕様とすること。 ・ウォールの上端はホールドとして使用できる形状とすること。 ・マット（厚さ30cm以上）を備え付けること。 ・ホールドは1m²あたり10個を目安に備え付けること。 ・照明は、クライミングの妨げにならないように配置すること。 ・ウォール用パネルとホールドについては、強度及び安全性を考慮して、CEN（欧州標準化委員会）で承認されたEN基準（ヨーロッパ標準規格）を満たす製品を使用すること。 ・その他の仕様については、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会が規定する「国民スポーツ大会スポーツクライミング競技施設認定規定」及び「国民スポーツ大会スポーツクライミング競技施設設置基準」を参照し、競技団体と協議すること。 </p> <p>(ボルダールーム) <ul style="list-style-type: none"> ・ウォールの反対側には、施設管理者が室外からウォールが見えるよう広めのガラス面を設置することが望ましい。ガラス面は反射が少ない素材を選定すること。 ・ウォール裏側に点検スペースを確保し、点検口を設置すること。また、ウォール裏側を照らせる照明とスイッチを設置すること。 ・競技や練習の際、ボルダールーム室内はチョーク等の粉末で充満するため、排気の仕様（フィルター等）に留意すること。 ・ボルダールームは、屋外で実施するリード競技のアイソレーション・ゾーンとしての活用も可能とし、屋外のリード競技用のウォールが見えない位置に配置すること。 </p> <p>キ) 屋上には、安全柵を設けること。また、「みんなの広場」から屋上へ</p>

項目	要求水準
	<p>立ち入ることができないようにすること。(エレベーターへの動線は除く)</p> <p>ク) エレベーターは、「みんなの広場」から南側への動線としても活用できるように屋外からの利用も可能なものとすること。また、13~15人乗りとし、福祉対応とすること。</p> <p>ケ) 研修所の屋外に、以下の整備を行うこと。なお、夜間の使用が可能なように、施設毎に(リード競技用のウォールの場合はルート毎に)照らすことができる照明を設置すること。</p> <p>(人工岩場)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規模：高さ 18m × 幅 10m程度、傾斜約 70° ・コンクリート壁または耐候性のある FRP 製の擬岩壁とすること。 ・中間確保広場を確保すること。 ・縦横約 1 m間隔で確保支点を設置すること。 ・最上部には約 3 m幅の確保エリアを設け、高さ約 1.5mの位置に確保支点を設置すること。 ・最上部のコーナーにはクライミングロープの摩耗を防ぐ措置を講じること。 ・屋外に終了点から地上までの安全な下降路（階段等）を確保すること。 ・人工岩場の壁から 5 m幅のスペースについては、ゴムチップ舗装等、登攀者の衝撃緩和、確保者のスリップ防止に配慮した舗装とすること。 ・具体的な形状や確保支点の位置などその他の仕様については、競技団体と協議すること。 <p>(リード競技用のウォール)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規模: 高さ 12m (ルートの長さ 15m)、幅 8 m、平均傾斜 115~120° ・ウォール用パネルは耐候性のある FRP 製のフラットパネルとすること。 ・ウォールは地面から 20cm 上から設置すること。 ・中間支点はウォール最下部から 3 mを起点とし、上部に向かって縦横 1 m間隔に設置すること。 ・ウォール最上部には横方向に 1 mごとに終了点を設置すること。 ・ホールドは 1 m²あたり 10 個を目安に備え付けること。なお、競技においては同内容のルートを設定するため、同形状のホールドを 2 個以上とすること。 ・ウォールには、屋根等を設置し、ウォールの表面及び背面が雨水に濡れないようすること。 ・ウォールの上部に登れるはしごまたは階段を設けるとともに、安全を確保できるステージを設けること。 ・ビレイスペースは、安全対策としてウォールから 10m以上設けること。ウォールの下は登攀者の確保スペースとなるため、地面は勾配、段差のない形とすること。また、舗装はゴムチップ舗装等、登攀者の衝撃緩和、確保者のスリップ防止に配慮した素材とすること。 ・施設点検・補修のために、ウォール上部や背面への経路を確保すること。

項目	要求水準
	<ul style="list-style-type: none"> ウォール用パネルとホールドについては、強度及び安全性を考慮して、CEN（欧州標準化委員会）で承認されたEN基準（ヨーロッパ標準規格）を満たす製品を使用すること。 その他の仕様については、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会が規定する「国民スポーツ大会スポーツクライミング競技施設認定規定」及び「国民スポーツ大会スポーツクライミング競技施設設置基準」を参照し、競技団体と協議すること。 <p>(落下試験・確保訓練棟)</p> <ul style="list-style-type: none"> 規模：高さ17m、6m角（H形鋼） 100kg程度の錘を引き上げるワインチの支持金物（容易に外れないフック等）を設けること。 1トン程度の衝撃荷重に耐えられる落下物支持支点を設けること。 落下物支持支点まで登れる階段を設けること。 「6m角の内側スペース」及び「6m角四辺のうち一辺から5m幅のスペース」については、ゴムチップ舗装等、確保者のスリップ防止に配慮した舗装とすること。 <p>コ) 上記の屋外施設周辺は、排水に留意して全面的に舗装を行うこと。</p> <p>サ) 上記の屋外施設周辺に一般の出入りができないように、フェンス等を設けること。なお、関係者やメンテナンス用の高所作業車が入りできる動線を確保すること。</p> <p>シ) 屋外でも電気を使用できるよう、施設外側にも電源を設けること。</p> <p>ス) 散水栓を屋上及び屋外に設けること。</p> <p>セ) その他、登山研修所入り口付近に、車両転回及び管理用車両の駐車スペースを確保すること。</p>
(C) トイレ	<p>ア) 男女別トイレ及びバリアフリートイレ（1か所）を確保すること。</p> <p>イ) 洗浄便座等の設備を設置すること。照明の人感センサーを設置すること。</p> <p>ウ) 大便器は温水洗浄式暖房便座を設置すること。また、停電時には、手動でも排水が可能なものとすること。</p> <p>エ) バリアフリートイレは、多様な利用者（車いす使用者、高齢者、要介助者、乳幼児連れなど）に対応した設備を設ける他、ユニバーサルデザインに配慮し、誰もが使いやすい器具を選定すること。</p> <p>オ) 器具数について、SHASE-S 206-2019に基づき、適切な便器数を設置すること。</p>
(D) 空調設備	ア) 管理事務所にてすべての空調機の制御を行うことができるこ
(E) 昇降機設備	<p>ア) 「みんなの広場」から公園利用者も南側への動線としても活用できるように動線と停止階制御を計画すること。</p> <p>イ) 「みんなの広場」から公園利用者と登山研修所利用者の利用時間帯が異なるため、停止階制御運用に合わせて組み込むこと。</p>
(F) 諸設備	ア) 自動体外式除細動器（AED）を設置すること。また、標識により設置場所を明示し、誘導すること。

⑤ 立体駐車場

項目	要求水準
①方針等	<p>ア) 自走式立体駐車場とし、普通自動車は500台以上駐車可能とする。また、普通自動車駐車枠の一部分に大型バス20台を代わりに駐車できることが可能な構造とすること。</p> <p>イ) 六甲山の山並みを背景とした公園全体の景観と調和するよう、屋上テニスコート部分も含めて建物の高さやデザイン等（視線の抜けや壁面の分節、外装材、壁面緑化、周辺の植樹、セットバック等）に配慮した計画とすること。壁面緑化を提案する場合は維持管理に配慮すること。</p> <p>ウ) 原則、北棟と南棟を各階で接続し、人の移動を可能とすること。</p> <p>エ) 立体駐車場は2棟構成を基本とするが、1棟構成の提案も可とする。</p>
(A) 共通 ②機能	<p>ア) 消防設備、換気、照明等駐車場施設として必要な設備を整備すること。</p> <p>イ) 各棟に昇降機設備を配置すること。</p> <p>ウ) 電気自動車充電設備を2台設置し、充電ケーブル付きの製品とすること。</p> <p>エ) タイヤのスケール音など騒音を抑える対策を実施すること。</p> <p>オ) 車両は、公園南東側に新設する駐車場アクセス園路から駐車場建物に進入することとし、出庫は各棟西側のシンボルプロムナード側より出る計画とすること。</p> <p>カ) 入場ゲート、精算機、出入庫管理システム等の設備については、別途手配とする。電源、通信用の空配管を設置すること。</p> <p>キ) 車いす用の駐車マスは、北棟・南棟合計で駐車台数の1%+2台以上確保すること。</p> <p>ク) 車の出庫口及び人の出入口は、西側のシンボルプロムナード沿いに設置すること。</p> <p>ケ) 夜間、人の侵入が出来無いよう入出場ゲート・歩行者用出入口以外の1階部分は人の出入りを防止する措置を講じること。</p> <p>コ) 入出場ゲートに電動シャッターを設けること。</p> <p>サ) 歩行者用出入口に鍵付き扉を設けること。</p>
③駐車マス	<p>ア) 普通車：幅2.5m以上×奥行5.0m以上</p> <p>イ) 車いす用：幅3.5m以上×奥行5.0m以上</p> <p>ウ) 大型バス：幅3.3m以上×奥行13m以上</p>
④車路幅員	<p>ア) 対面通行：5.5m以上</p> <p>イ) 一方通行：3.5m以上</p> <p>ウ) 大型バス：車室に面する場合11.5m以上</p> <p>エ) 大型バス：車室に面していない場合（一方通行）6.0m以上</p>
⑤高さ	<p>ア) 普通車車路：2.3m以上</p> <p>イ) 普通車車室：2.1m以上</p>

項目		要求水準
(A) 基本機能	(⑥) 緑化	ウ) 大型バス車路 : 4.1m以上 エ) 大型バス車室 : 3.9m以上
		ア) 外壁外側は本体建物の維持管理を考慮した上で、壁面緑化を計画すること。 イ) 壁面緑化は必要に応じて灌水設備を設置すること。 ウ) 壁面緑化については維持管理に配慮すること。
	(⑦) 外構	ア) 建築物の圧迫感を軽減すると共に、景観に配慮し、建築物周辺に高木を植樹すること。
		ア) ループコイルないしは他の車両検知装置を導入し、満車・空車表示を行うことが出来るようにすること。 イ) 各階、エリアあるいは各車室での満車・空車表示は事業者の提案によるものとする。 ウ) 駐車場料金収受システム（別途手配）と接続できること。 エ) 駐車場料金収受システムの為の空配管を各所に準備すること。
	(⑧) 車両管制	ア) 建物1階に男子小4基、大1基、女子3基の穴数を最低基準として整備するほか、各階にバリアフリートイレを1基設置すること。 イ) 1階トイレは公園利用者も利用出来るようにすること。 ウ) バリアフリートイレにはユニバーサルシートを設置すること。 エ) 大便器は通常便座とし、暖房・自動洗浄は不要とする。
		ア) 管理事務所 ・ 1階出入口付近に管理事務所を配置し、駐車場管制システムの監視盤等を設置できる空間を確保すること。 イ) 保管倉庫 ・ 倉庫を確保すること。なお、通常時は駐車場管理員の更衣室として利用できることにする。 ウ) 自動体外式除細動器（AED）を設置すること。また、標識により設置場所を明示、誘導すること。
	(⑨) トイレ	ア) 階層は4階程度とすること。 イ) 屋上は駐車場利用とすること。 ※国土交通大臣認定駐車場（一般認定）を想定しているが、在来工法による一般建築の駐車場とすることも可とする。
		ア) 階層は3階程度とすること。 イ) 屋上にテニスコート2面を整備すること。 ウ) 南棟1階は平日の大型バス（20台以上）、土日祝日の一般車両利用とした運用が可能な構造とすること。 エ) 1階に設置する大型バス駐車枠、一般車両駐車枠は日によって切り替えることになるが、利用者に分かりやすい駐車枠表示となるよう、表示灯の設置等、明示や工夫を行うこと。 オ) 屋上はテニス利用など一般利用があるため、1.5m以上の壁や柵など転落防止策を講じること。
	(B) 北棟	ア) コートはハードタイプの舗装とし、アクリル系樹脂塗装床程度を想定する。
		ア) コートはハードタイプの舗装とし、アクリル系樹脂塗装床程度を想定する。
(C) 南棟	(①) 駐車場棟	ア) コートはハードタイプの舗装とし、アクリル系樹脂塗装床程度を想定する。
		ア) コートはハードタイプの舗装とし、アクリル系樹脂塗装床程度を想定する。

項目	要求水準
	<p>イ) ベンチが併設された日除けを2か所設置(2m×3m×高さ2.3m以上)し、適宜休憩できるプレー環境とすること。</p> <p>ウ) その他以下の整備を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高温対策のミスト整備(ドライ・ミスト噴霧) ・防球ネット整備(高さ10m程度(最低8m以上)、上部も全て覆うもの) ・照明機器整備(日没後にも利用者が安全に屋上階から退場できるよう計画すること) <p>エ) 屋上に屋外用手洗い場(蛇口は3か所程度)を設けること。</p>
③電気設備	<p>ア) 負荷系統に適した変圧器構成とすること</p> <p>イ) 変電設備は屋内閉鎖式とし、保守、増設スペース等を確保すること</p> <p>ウ) オイルレス化、省エネルギーを考慮した機器を選定すること</p>

⑥ その他

ア 市道阪急沿線

項目	要求水準
(A)機能	<p>ア) 駐車場アクセス園路に接続する路線としてゆとりある道路空間を創出するため、市道阪急沿線の一部を北側(公園側)に拡幅するものとし、整備範囲は既存中央線より北側とすること。対象は参考資料1「施設別検討図」に示す範囲とする。</p> <p>イ) 王子公園との道路境界は現状より北側に3.0m平行移動する予定であることを踏まえた設計とすること。</p> <p>ウ) 道路の断面構成は、既存本路線の中心から北側に車道幅員を3.0m、路肩を1.5m確保すること。</p> <p>エ) 歩道幅員は必要車道幅員を確保した後、十分な空間を確保すること。</p>
(B)車道	<p>ア) 拡幅部以外については、表層部の打替えを行うものとする。</p> <p>イ) 拡幅部については、現在の舗装構成と同等のものとする。</p>
(C)歩道	<p>ア) 既設歩道及び拡幅歩道部の舗装は透水性インターロッキング舗装工とすること。</p> <p>イ) 舗装構成は、「神戸市標準構造図集(土木一般工事)」に示す歩道舗装工(インターロッキング舗装工)-透水一般部とすること。</p> <p>ウ) 神戸市バリアフリー道路整備マニュアルに従い、視覚障害者誘導ブロック等を設置すること。</p>
(D)乗入れ部	<p>ア) 舗装は透水性インターロッキング舗装工とすること。</p> <p>イ) 舗装構成は、「神戸市標準構造図集(土木一般工事)」に示す歩道舗装工(インターロッキング舗装工)-透水乗入れ部(区分②-2)とすること。</p>
(E)道路付属物・道路占用物件	<p>ア) 街灯及び以下の道路占用物件は、本事業以外で移設等を実施するが、事業者は工程調整等に協力すること。電柱については、本路線において電線共同溝を計画しているため、電線共同溝工事との工</p>

項目	要求水準
	<p>程調整等に協力すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「阪急王子公園北」バス停留所（王子公園側のみ移設対象） ・電柱 ・信号 <p>イ) 参考資料1「施設別検討図」に示す範囲において、既設の横断歩道が設置されている部分以外は、必要に応じて乱横断防止柵を設置すること。</p>

イ 天城橋・中原橋

項目	要求水準
(A) 用途	<p>ア) 既存の車道橋、側道橋を撤去し、架けかえを行うこと。</p> <p>イ) 現況の添架管は別途工事で移設・撤去するため、調整等が生じた場合は対応すること。現在の想定は以下の通りとする。</p> <p>中原橋) 本市で撤去（完成後は添架管なし） 天城橋) 水道配水管は本市で移設</p> <p>ウ) 施工は非出水期とする。なお、2橋同時に施工する場合は、天城橋上流側から中原橋下流側に仮設水路を設けること。</p> <p>エ) 天城橋は大型バスの運行も考慮すること。</p> <p>オ) 中原橋の架け替えは、駐車場アクセス園路の施工期間と可能な限りあわせること。</p>
(B) 仕様	<p>ア) 橋梁形式については、コスト、メンテナンスに優れたものを比較検討すること。検討するにあたっては、門型カルバートもよいものとし、その場合、線形を変更しても構わない</p> <p>イ) 架設する河川断面は、参考資料2「天城橋・中原橋河川断面」を参考すること。</p> <p>ウ) 幅員は現況以上を確保すること。</p> <p>エ) 設計荷重はA活荷重とすること。</p>

第3 各業務に関する事項

1 設計に係る業務

(1) 業務期間

設計業務の期間は、供用開始日に間に合わせるように事業者が計画すること。具体的な設計業務の期間については事業者の提案に基づき事業契約書に定める。

(2) 実施体制

- ・事業者は設計業務責任者を配置し、設計業務計画書と合わせて設計着手前に本市に通知すること。
- ・業務実施にあたり、建築管理技術者、土木管理技術者、建築意匠設計担当者、建築構造設計担当者、電気設備設計担当者、機械設備設計担当者、公園設計担当者、道路設計担当者の配置を必須とし、その他の担当者の配置は任意とする。なお、管理技術者と各担当者の兼務、類似分野内での担当者の兼務も可とする。

類似分野	兼務可能な技術（担当）者 (項目内での技術（担当）者の兼務を可とする。)
管理技術	建築管理技術者、土木管理技術者
建築	建築意匠設計担当者、建築構造設計担当者
設備	電気設備設計担当者、機械設備設計担当者
土木	公園設計担当者、道路設計担当者

(3) 設計業務計画書

事業者は、設計業務着手前に、入札参加時の提案書類の詳細説明及び協議を実施するとともに、設計業務の実施体制、スケジュール等の内容を含んだ「設計業務計画書」を作成し、本市の承諾を得ること。なお、記載事項は以下のとおりとし、詳細は事業契約締結後、本市との協議により決定するものとする。

- (ア) 設計業務実施体制表
- (イ) 設計業務工程表（詳細工程を含む）
- (ウ) 設計業務責任者届（経歴書添付）
- (エ) 管理技術者・担当者届
- (オ) 協力技術者届
- (カ) 設計業務着手届
- (キ) 総合工程表
- (ク) 事業者提案実施計画書
- (ケ) 要求水準等確認計画書

(4) 報告事項

項目	内容
必要書類	<ul style="list-style-type: none">・基本設計終了時及び実施設計終了時に付属資料9「成果物一覧」に示す書類を提出すること。本市は、内容を検査・確認し、その結果（是正がある場合には是正要求書を含む）を通知する。・提出図書の体裁・部数については、別途、本市の指示するところによるものとし、電子データの納品については、「電子納品に関する運用基準」によるものとする。
業務報告書	<p>設計業務については、以下の報告書等を提出すること。</p> <p>（ア）年次業務報告書 （イ）要求水準等確認報告書 （ウ）設計業務完了届</p>

(5) 各業務の要求水準

① 事前調査業務

- ・事業者は、本施設を整備するために必要な設計を行う。設計に伴い必要な調査は、事業者の判断により、自らの提案において必要となる現況調査（既存工作物、植栽等を含む）、敷地測量、地質調査、電波障害調査等、各種調査業務を事業者の責任において、必要な時期に適切な内容を関係法令に基づいて、実施すること。
- ・なお、本市が実施した、付属資料7「敷地の測量調査結果」及び付属資料8「敷地の地質調査結果」の内容を確認し必要に応じて利用すること。また、事業者が必要とする場合は追加の測量及び地質調査を行うこと。事業者が本市の協力を必要とする場合、本市は資料提供、その他について協力する。

② 各種申請及び関連業務

- ・設計・建設工事及び供用開始に必要な一切の申請及び手続きを行うこと。各種許認可等の写しを本市に提出すること。
- ・各種申請については、施設整備に伴う各種申請の手続きを事業スケジュールに支障がないよう、適切な時期に実施すること。各種申請を行う際には、事前に本市に説明を行い、確認を受けることとし、建築確認済証等の各種承認の取得時には、本市にその旨報告を行うこと。
- ・本業務については、神戸市都市景観条例に基づく景観アドバイザー専門部会、公共空間デザインアドバイザー専門部会など本市が指定する有識者等によるデザインや植栽に関する調整の場へ付議し、その意見を反映するものとする。対象とする専門部会等の詳細は、契約後に本市と協議の上、決定することとする。

③ 設計業務及び関連業務の要求水準

①	事業者は、事業契約締結後、事業契約書、要求水準書及び提案書に基づいて、本施設の設計業務を実施すること。
---	---

②	設計業務の工程計画の作成にあたっては、事業者において行うべき許認可取得のスケジュールを十分に考慮すること。また、本市との協議及び本市の承諾期間を見込むこと。
③	事業者は、「設計業務計画書」に基づき、基本設計及び実施設計を行うこと。
④	事業者は、設計の進捗に関して、定期的に本市と打合せを行うこと。
⑤	打合せ、報告、確認にあたっては、設計内容を表すための図面、スケッチの他に模型、ペース等を用意すること。
⑥	事業者は、基本設計が完成した段階及び実施設計が完成した段階で、速やかに「基本設計図書」及び「実施設計図書」を本市に提出し、承諾を受けること。
⑦	事業者の提出する「基本設計図書」及び「実施設計図書」の内容については、付属資料9「成果物一覧」のとおりとする。
⑧	事業者は、建築基準法等の法令に基づく各種申請等の手続を事業スケジュールに支障がないように実施すること。また、これらの手続きについて、本市に対して事前説明及び事後報告を行うとともに、必要に応じて各種許認可等の書類の写しを提出すること。
⑨	本市は、実施設計の内容に対し、工期及び費用の変更を伴わず、かつ事業者の提案の範囲を逸脱しない範囲で、変更を求めることができるものとする。
⑩	基本設計完了時及び実施設計完了時において、設計内容に基づいた積算を行い、請負代金内訳書を作成し本市に提出すること。

④ セルフモニタリング業務

- ・事業者は、設計業務着手前に設計業務計画書を本市へ提出し、本市が要求した事業スケジュール等に適合している事の確認を受けること。
- ・設計業務に係る要求水準確認計画書においては、個別の確認項目毎に、要求水準の確認方法(性能を証明する書類等)、確認時期(設計図書の作成時期等)、確認者、その他必要な事項を記載すること。
- ・基本設計完了時、確認申請前、実施設計完了時に、事業契約書に定める図書と共に要求水準等確認報告書を本市へ提出し、本市が要求した性能等に適合していることの確認を受けること。なお、設計の各段階において確定しない事項がある場合は、「施工時に対応予定」である旨を要求水準等確認報告書に明記し、施工時に内容が確定した段階で、改めて本市の確認を受けること。

⑤ その他設計に関する業務

- ・事業者は、その他設計業務において必要であると考えられる業務を実施すること。

(6) その他

- ・本市の事業者への確認、指摘、協議等は、設計業務責任者を通じて行う。この場合、設計業務責任者への到達により事業者へ到達したものとみなす。

- ・事業者の本市への報告、協議、提案、提出、通知、打合せ等については、設計業務責任者を通じて本市担当者に対して行うこと。この場合、本市担当者への到達をもって、本市に到達したものとみなす。
- ・報告等については、書面を電子メール等により提出することを原則とする。ただし、本市の求めがある場合は、紙媒体により直接提出すること。

2 建設等に係る業務

(1) 業務期間

建設業務の期間は、供用開始日に間に合わせるように事業者が計画すること。具体的な建設業務の期間については事業者の提案に基づき事業契約書に定める。

(2) 実施体制

- ・事業者は業務実施にあたり、意匠、構造、電気設備、機械設備、公園、道路の専門別の監理技術者及び主任技術者の配置を必須とし、その他の分野の監理技術者及び主任技術者の配置は任意とする。また、いずれかの分野の主任技術者又は現場代理人を建設業務責任者として配置すること。なお、建設業務における主任技術者及び現場代理人の兼務、類似分野内での技術者の兼務も可とする。

類似分野	兼務可能な技術者（項目内での技術者の兼務を可とする。）
建築監理	意匠監理技術者、構造監理技術者
設備監理	電気設備監理技術者、機械設備監理技術者
土木監理	公園監理技術者、道路監理技術者
建築	意匠主任技術者、構造主任技術者
設備	電気設備主任技術者、機械設備主任技術者
土木	公園主任技術者、道路主任技術者

- ・業務実施体制について、業務の開始前に本市の承諾を受けること。監理技術者、主任技術者及び現場代理人を変更した場合も同様とする。また、監理技術者、主任技術者及び現場代理人は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とする。
- ・監理技術者、主任技術者及び現場代理人は、法令に基づき、本事業の目的・趣旨・内容を十分に踏まえた上で選出すること。

(3) 建設業務計画書

事業者は、工事着手までに、施工業務の実施体制、工事工程等の内容を含んだ「建設業務計画書」を作成し、本市の承諾を得ること。なお、記載事項は以下のとおりとし、詳細は事業契約締結後、本市との協議により決定するものとする。

- (ア) 工事実施体制表
- (イ) 工事着手届

- (ウ) 現場代理人及び管理技術者届
- (エ) 工事記録写真撮影計画書
- (カ) 仮設計画書
- (キ) 総合工程表
- (ク) 詳細工程表
- (ケ) 主要機器一覧表
- (コ) 下請け業者一覧表
- (サ) 施工体制台帳写し

(4) 報告事項

項目	内容
必要書類	<p>事業者は、建設期間中に以下の書類を作成し、本市が提出を要求した場合は速やかに提出するとともに、必要な説明を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機器承諾書 ・主要機材一覧表 ・工事工程表 ・工事報告書 ・残土処分計画書／実施書 ・産業廃棄物処分計画書／実施書 ・再資源利用（促進）計画書／実施書 ・生コン配合計画書 ・各種試験結果報告書 ・各種出荷証明書 ・マニフェスト ・その他工事施工に必要な届出等
完成図書	<p>事業者は、付属資料9「成果物一覧」に示す完成図書を提出し確認を受けること。なお、本建設工事で特許を使用した個所については、「特許一覧表」を作成し提出すること。また、これら図書の保管場所を新施設内に確保すること。なお、提出時の体裁、部数等については、別途、本市の指示に従うところとする。</p>
業務報告書	<p>建設工事については、以下の報告書を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 月次業務報告書 (イ) 四半期次業務報告書 (ウ) 年次業務報告書 (エ) 要求水準等確認報告書

(5) 長期修繕計画書

- ・事業者は、本施設の「長期修繕計画書」を作成し、「設計業務責任者」が内容を確認の上、各施設が供用開始する2ヶ月前までに本市に提出し、承認を受けること。
- ・「長期修繕計画書」の作成にあたっては、施設引渡し後30年の修繕・更新計画を策定すること。

- ・修繕・更新周期並びに金額の基準は「建築物のライフサイクルコスト」（一般財団法人建築保全センター発行）とすること。

(6) 各業務の要求水準

① 各種申請及び関連業務

- ・設計時から実施される各種申請に関し、建設段階で必要な申請対応を図ること。
- ・建設段階から必要となる申請がある場合は、適切に実施すること。
- ・段階的な整備計画等により仮使用申請が必要な場合は、事業者にて対応すること。
- ・申請等にかかる負担金・手数料等の費用については事業者にて負担すること。

② 解体・撤去工事業務

①	解体・撤去にあたり必要と考えられる調査を事業者の責任において、必要な時期に実施すること。各調査においては、法令や各種基準に則り、適切な方法で行うこと。また、必要に応じて、周辺建物及び構造物等の家屋調査（事前・事後）を行うこと。事業者が本市の協力を必要とする場合、本市は資料提供、その他について協力する。
②	建築整備施設及び公園整備施設の整備にあたり、必要となる既存施設及び外構の解体・撤去を行うこと。杭及び地下構造物については、全て撤去するものとする。事業範囲内の埋設配管及び枠等についても全て撤去とする。撤去後は雨水等の排水計画を行い近隣に影響が出ないようにすること。
③	既設の配管・配線を撤去する場合は、計画図を本市へ提出し、確認を受けること。
④	事業者は、工事にあたって必要となる各種許認可、届出等を事業スケジュールに支障が無いように事業者の責任において実施すること。
⑤	事業者は、建設業務に当たる者が構成員又は協力会社以外の第三者に下請又は委託を行った場合には、すみやかに本市に通知すること。
⑥	解体・撤去にあたっては、王子公園内の他施設及び周辺公共施設の利用に配慮した安全対策を十分に行うこと。
⑦	事業者は、進入道路等の交通規制を行う場合には、交通整理を行う人員を適切に配置すること。
⑧	事業者は、工事中の騒音・振動・安全等の対策を行うこととし、災害及び事故が発生した場合には、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を速やかに本市に報告すること。
⑨	本工事に支障となる予期しない地中障害物等が確認された場合は、直ちに本市へ報告し、その対応を協議するものとする。
⑩	本工事にあたり、王子公園敷地内に設置する防護柵は、現場周辺の美装化、工事現場のイメージアップ及び都市景観に配慮したデザインとすること。防護柵には、完成予想図や整備状況、王子公園等の紹介掲示物などを設置し、周辺住民への広報等に配慮すること。
⑪	解体・撤去する廃材、発生する建設副産物については、関係法令及び法令適用基準等に定められた方法により適切に処分を行うこと。また、建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づき、必要な事項を書面で本市に報告すること。

⑫	PCB使用電気機器及びPCB含有シーリング材の有無について調査を行い、ある場合は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「PCB使用電気機器の取扱いについて」等関係法令を遵守し、本市及び関係行政機関と協議の上、適切な処理・保管方法について提案を行うこと。なお、処理・保管にかかる費用について、付属資料6「現況施設一覧及び施設図面」から、合理的に想定される誤差の範囲を超えたものがある場合は、別途協議の上、本市が負担する。
⑬	撤去予定の「天城橋」については、一部、PCB塗料が使用されているため、解体・撤去にあたり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、本市及び関係行政機関と協議の上、適切な処理を行うこと。
⑭	アスベストについては、本市による予備調査結果（付属資料18「アスベスト予備調査結果」）を参考に、事業者にて事前調査を実施して、関係法令及び法令適用基準等に定められた方法により、適切に処分を行うこと。 事業開始以降に、新たに対応が必要となる吹付けアスベスト（レベル1：飛散性が著しく高いもの）が発見された場合には、別途本市との協議とする（飛散性が著しく高いアスベスト含有建材以外については事業者の負担にて処理を行うものとする。）。
⑮	事業区域周辺の各種工事等の状況の把握に努め、必要に応じて調整を行うこと。また、周辺住民等への影響に配慮した工事計画を作成すること。
⑯	施工にあたって、遮音シートの設置や低騒音型重機の使用及び音を出す作業への配慮、低振動型重機の使用、施工時間帯等、騒音・振動への対策を行い、周辺住民のみならず、動物園で飼育される各種動物への影響に配慮した計画とすること。
⑰	週間工程については、事前に動物園に提出すること。工事中に騒音等により、飼育される動物が予想外の挙動を起こした場合に、一時中断する等、適切な対応がとれるよう、本市、動物園との連絡体制を構築すること。
⑱	整備期間中にも動物園の施設運営が行われるため、立体駐車場が供用されるまでの間は、現況駐車場部分の占用を認めない。ただし、施工上北側からの工事進入がやむを得ないと判断される場合は、本市と協議した上で、最低限の占用とすること。
⑲	駐車場や王子公園駅から動物園ゲートまでの来園者動線は常に確保するものとし、安全で円滑な運用が可能な幅員を確保すること。来場者が多く見込まれる場合は、必要に応じて警備員等をたてるなど、安全性に留意した計画とすること。
⑳	その他、施工等に関する詳細については、その都度、本市並びに動物園等の関係各課との協議及び指導を仰ぐものとする。

③ 土木・建設工事業務

本項記載の土木・建設工事に係る詳細及び定めのない事項については、「神戸市土木請負工事共通仕様書」に準拠するものとして計画することとする。

ア 土木・建設業務

①	業務の着手までに、建設業務の実施体制、工事工程等の内容を含んだ工事全体の「建設業務計画書」を作成し、本市の承諾を得ること。事業者は、事業契約書、要求水準書、提案書、実施設計図書及び施工計画書に基づいて、本施設の建設工事を実施すること。
②	事業者は、工事にあたって必要となる各種許認可、届出等を事業スケジュールに支障がないように事業者の責任において実施すること。

③	事業者は、業務に当たる者が構成員又は協力会社以外の第三者に下請又は委託を行った場合には、すみやかに本市に通知すること。
④	事業者は、着工に先立ち、近隣施設に対する工事内容の説明及び建築準備調査等を十分に行い、工事の円滑な進行と近隣の理解及び安全を確保すること。
⑤	各施設の基本設計及び実施設計完了時や着工前において、当該部分の計画趣旨や工事計画（仮設計画や車両の搬出入経路、安全計画など）について、近隣住民等への説明会を開催すること。工事期間中においても、工事計画の節目等に説明会を開催すること。開催にあたり、資料作成、会場・必要人員の手配、議事録の作成等を事業者の負担で行うこと。
⑥	事業者は、近隣施設及び近隣住民の活動及び生活に支障が無いように安全を確保し、工事車両の搬出入経路、騒音、振動等に十分配慮した工事計画で建設工事を実施すること。また、近隣住民等の求めに応じて工事説明を適宜実施すること。
⑦	事業者は、進入道路等の交通規制を行う場合には、交通管理者と事前協議を行うとともに、交通整理を行う人員を適切に配置すること。
⑧	事業者は、災害及び事故が発生した場合には、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を速やかに本市に報告すること。
⑨	事業者は、本施設の工事において行う主要な検査及び試験、隠蔽される部分、高所等の仮設足場等が撤去される時期について、事前にその内容及び実施時期を本市に通知すること。本市は当該検査又は試験に立会うことが出来るものとする。
⑩	事業者は、各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画に従って施設の建設工事を実施すること。
⑪	事業者は、工事中の騒音・振動・安全等の対策を行うこと。
⑫	本市は、事業者が行う工程会議に立会うことが出来るとともに、いつでも工事現場での施工状況の確認を行うことが出来るものとする。
⑬	事業者は、工事期間中、本市と協議して定める期限までに「月間工程表」及び「週間工程表」を作成し、本市に提出すること。
⑭	事業者は、工事期間中、常に工事記録を整備すること。
⑮	事業者は、本市の監査等に係わる検査等の資料作成等に協力すること。
⑯	建設工事により発生する建設副産物については、関連する基準等に基づき、適正な処理に努めること。また、建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づき、必要な事項を書面で本市に報告すること。
⑰	本工事に支障となる予期しない地中障害物等が確認された場合は、直ちに本市へ報告し、その対応を協議するものとする。
⑱	本工事にあたり、王子公園敷地内に設置する防護柵は、現場周辺の美装化、工事現場のイメージアップ及び都市景観に配慮したデザインとすること。防護柵には、完成予想図や整備状況、王子公園等の紹介掲示物などを設置し、周辺住民への広報等に配慮すること。
⑲	事業区域周辺の各種工事等の状況の把握に努め、必要に応じて調整を行うこと。また、周辺住民等への影響に配慮した工事計画を作成すること。
⑳	工事期間における市民やメディアへの効果的なPR方法を提案し、本市と協議の上、適宜実施すること。また、現場見学や取材への対応（配布資料や説明パネルの作成を含む）を行うこと。
㉑	施工にあたって、遮音シートの設置や低騒音型重機の使用及び音を出す作業への配慮、低振動型重機の使用、施工時間帯等、騒音・振動への対策を行い、周辺住民のみならず、動物園で飼育される各種動物への影響に特段の配慮をした

	計画とすること。
㉒	週間工程については、事前に動物園に提出すること。工事中に騒音等により、飼育される動物が予想外の挙動を起こした場合に、一時中断する等、適切な対応がとれるよう、本市、動物園との連絡体制を構築すること。
㉓	整備期間中にも動物園の施設運営が行われるため、立体駐車場が供用されるまでの間は、現況駐車場部分の占用を認めない。ただし、施工上北側からの工事進入がやむを得ないと判断される場合は、本市と協議した上で、最低限の占用とすること。
㉔	駐車場や王子公園駅から動物園ゲートまでの来園者動線は常に確保するものとし、安全で円滑な運用が可能な幅員を確保すること。来場者が多く見込まれる場合は、必要に応じて警備員等をたてるなど、安全性に留意した計画とすること。
㉕	その他、施工等に関する詳細については、その都度、本市並びに動物園等の関係各課との協議及び指導を仰ぐものとする。

イ 中間検査業務

①	事業者は、自らにおいて本施設の中間検査を行うこと。
②	基礎、構造躯体、隠蔽される部分等、十分に検査を行うこと。
③	事業者は、中間検査の実施内容及び日程を事前に本市に報告し、調整を経て確認を受けること。
④	事業者は、本市に対して、各種検査の記録を報告書、写真をもって報告すること。

ウ シックハウス対策における検査業務

①	事業者は完成検査に先立ち、「室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」により、本施設の対象室における屋内空气中化学物質濃度測定を実施し、その結果を本市に報告すること。なお、事業者が購入する備品についても、搬入後に同様に行うこと。
②	測定値が、厚生省生活衛生局長通知「室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」に定められる値を上回った場合、事業者は、自己の責任及び費用負担により、本市の完成確認等までに是正措置を講ずること。

エ 完成検査業務

①	事業者は、工事の完了後、建築基準法等に基づく本施設の完了検査を行うこと。完了検査の日程は事前に本市に通知すること。
②	事業者は、本市に対して、完了検査の結果を検査済証及び他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告すること。
③	本市は、事業者による完了検査報告を受けた後、本市自らによる完成検査を行う。事業者は、本市による完成検査に立会い、協力すること。
④	本市による完成検査について、事業者はその検査項目及び検査内容の提案を行うものとし、本市がこれらの内容を決定するものとする。
⑤	事業者は、本市が行う完成検査の結果、要求水準等の未達等により是正を求められた場合には、速やかに是正を行うこと。
⑥	事業者は、本市による完成検査後、本市から完成確認通知を受けるものとする。
⑦	事業者は、関連法令及び基準等に基づき、施設の状態について、健康で衛生的な環境を確認するため、空気環境測定、照度測定及び水質管理等の各測定を実

	施すること。
--	--------

オ 完成図書作成業務

①	事業者の提出する「完成図書」の内容については、付属資料9「成果物一覧」のとおりとする。
---	---

カ 施設の引渡し業務

①	事業者は、本市に建設業務の完了にかかる「業務完了届」を提出後、7日以内に本市から建設業務の完了を証する「業務完了通知書」を受領した後、引渡し予定日までに本施設の所有権を本市に移転する手続きを行い、本施設を本市に引き渡すこと。また、本施設の引渡しの際に本市に対して設備等の操作説明等を行うこと。
---	--

④ 備品等の調達及び設置業務

①	事業者は、本施設に必要な什器・備品について、引渡しの日までに調達及び設置を付属資料10「什器・備品リスト」を参照として行うこと。設置に際しては、事前に本市とのスケジュール調整を行うこと。
②	設置した備品について、「什器備品台帳」を作成して本市に提出すること。什器備品台帳に記載した備品に対して本市が用意する備品標示シールを什器備品に貼り付けること。
③	什器備品の設置にあたっては付属資料11「諸室リスト」に示す条件にも考慮しながら、給水や排水、排気、特殊電源等が必要なものについて適宜、計画して設置すること。
④	備品の所有権は本市に帰属するものとする。価格、耐用年数、使用頻度、契約内容面から、本市が適切と認めるものはリース等によることができる。
⑤	備品の内容及び数量について、事業者の提案をもとに、本市と事業者で協議の上、適切な内容及び数量を決定し、本市の承認を得ること。
⑥	備品リストに提示していない備品は事業者の提案によるものとするが、提案による備品についても本市の所有物とすることを原則とし、備品台帳を作成して本市に提出すること。
⑦	付属資料10「什器・備品リスト」の表中に示されている備品の他、事業者の提案に応じて、本市との協議の基、備品の性能や数量について決定すること。
⑧	調達する備品類が適切に配置できるように各部屋のレイアウトを検討すること。
⑨	移設する備品等は現時点での想定であるので、本市からの追加にも必要に応じて対応すること。
⑩	事業者が調達する備品と旧管理事業者から設置する備品については、本市との協議のもと、設置時期を決め開所に遅れがないようにすること。

⑤ セルフモニタリング業務

- ・事業者は、建設業務着手前に建設工事に関する工程表及び業務計画書を本市へ提出し、本市が要求した事業スケジュール等に適合していることの確認を受けること。

- ・建設業務に係る要求水準確認計画書については、設計業務に係る要求水準確認計画書及び要求水準等確認報告書との整合性を確保すること。個別の確認項目毎に、要求水準の確認方法(性能を証明する書類、施工現場での測定等)、確認時期(計画書や施工図の作成時期、施工実施時期等)、確認者、その他必要な事項を記載すること。
- ・建設業務完了時に、事業契約書に定める図書と共に要求水準等確認報告書を本市へ提出し、本市が要求した性能等に適合していることの確認を受けること。

(6) その他建設に関する業務

- ・事業者は、建設等業務において、その他必要であると考えられる業務を実施すること。

(7) その他

- ・本市の事業者への確認、指摘、協議等は、建設業務責任者を通じて行う。この場合、建設業務責任者への到達により事業者へ到達したものとみなす。
- ・事業者の本市への報告、協議、提案、提出、通知、打合せ等については、建設業務責任者を通じて本市担当者に対して行うこと。この場合、本市担当者への到達をもって、本市に到達したものとみなす。
- ・報告等については、書面を電子メール等により提出することを原則とする。ただし、本市の求めがある場合は、紙媒体により直接提出すること。

3 工事監理に係る業務

(1) 業務期間

工事監理業務の期間は、供用開始日に間に合わせるように事業者が計画すること。具体的な工事監理業務の期間については事業者の提案に基づき事業契約書に定める。

(2) 実施体制

- ・事業者は工事監理業務責任者を配置し、工事監理業務計画書と合わせて工事監理着手前に本市に通知すること。
- ・業務実施にあたり、建築管理技術者、土木管理技術者、建築意匠担当技術者、構造担当技術者、電気設備担当技術者、機械設備担当技術者、公園担当技術者、道路担当技術者の配置を必須とし、その他の担当技術者の配置は任意とする。なお、管理技術者と各担当者の兼務、類似分野内での担当者の兼務も可とする。

類似分野	兼務可能な技術者（項目内での技術者の兼務を可とする。）
管理技術	建築管理技術者、土木管理技術者
建築	建築意匠担当技術者、建築構造担当技術者
設備	電気設備担当技術者、機械設備担当技術者
土木	公園担当技術者、道路担当技術者

(3) 報告事項

項目	内容
工事監理業務計画書	<p>事業者は、工事着手前に工事監理主旨書（工事監理のポイント等）、定例打合せ及び各種検査日時等を明記した詳細工程表を含む「工事監理業務計画書」を作成し、本市の承諾を受けること。なお、記載事項は以下のとおりとし、詳細は事業契約締結後、本市との協議により決定するものとする。</p> <p>(ア) 工事監理業務実施体制表 (イ) 工事監理者選任届（経歴書添付） (ウ) 工事監理業務着手届 (エ) 詳細工程表 (オ) 業務計画（工事監理主旨書）</p>
業務報告書	<p>工事監理業務については、以下の報告書を提出すること。</p> <p>(ア) 月次業務報告書 (イ) 四半期次業務報告書 (ウ) 年次業務報告書 (エ) 工事監理業務完了届</p>

(4) 各業務の要求水準

① 各種申請及び関連業務

- ・事業者は、工事監理者に工事監理を行わせ、工事監理の状況について、毎月、監理日報、打合せ記録、主な工事内容、工事進捗状況及び器材・施工検査記録等を含んだ工事監理報告書を作成すると共に、定期的（毎月1回以上）に本市に報告すること。また、本市が必要に応じて現場の確認及び協議を求めた場合は、隨時応じること。
- ・本市への完了検査報告は、工事監理者が事業者を通じて行うこと。

② 工事監理業務

①	事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を定め、本施設の工事に関して要求水準書及び実施設計図書に示された性能を実現するための工事監理を行うこと。
②	工事監理の着手に際し、募集時の提案書類の詳細説明及び協議を実施するとともに、工事監理業務の実施体制、スケジュール等の内容を含んだ「工事監理業務計画書」を作成し、本市の承諾を得ること。事業者は、「工事監理業務計画書」に基づき、建築整備施設及び公園整備施設の工事監理を行うこと。
③	工事監理業務内容は、「民間（旧四会）連合建築監理業務委託契約約款」及び「神戸市土木工事監督技術基準（案）」に示されている業務とする。
④	事業者は、工事監理者に工事監理を行わせ、工事監理の状況について定期的（毎月1回以上）に本市に報告すること。また、本市が必要に応じて現場の確認及び協議を求めた場合は、隨時応じること。

③ セルフモニタリング業務

- ・事業者は、工事監理業務の実施前に工事監理者が作成する業務計画書について、本市

の要求に適合していることの確認を受けること。

- ・事業者は、定期報告する内容について、要求水準に適合していることの確認を受けること。

(4) その他工事監理に関する業務

- ・事業者は、その他工事監理業務において、必要であると考えられる業務を実施すること。

(5) その他

- ・本市の事業者への確認、指摘、協議等は、工事監理業務責任者を通じて行う。この場合、工事監理業務責任者への到達により事業者へ到達したものとみなす。
- ・事業者の本市への報告、協議、提案、提出、通知、打合せ等については、工事監理業務責任者を通じて本市担当者に対して行うこと。この場合、本市担当者への到達をもって、本市に到達したものとみなす。
- ・報告等については、書面を電子メール等により提出することを原則とする。ただし、本市の求めがある場合は、紙媒体により直接提出すること。
- ・各施工段階における確認事項、確認方法、報告様式等については、事業契約後に本市と協議の上決定するものとする。